

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル
運営等事業
要求水準書
(案)

令和 5 年 6 月
国土交通省 中部地方整備局

— 目 次 —

1. 総則.....	1
1.1 要求水準書の目的	1
1.2 事業者が提案した事業計画	1
1.3 要求水準の変更	1
1.4 要求水準書の規定の取扱い	1
1.5 法令並びに適用基準等	1
1.6 秘密の保持	1
1.7 業務の監視	1
1.8 事業終了時の水準	1
1.9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	2
2. 事業の目的及び計画条件.....	3
2.1 事業の目的	3
2.2 業務の概要	3
2.3 業務の範囲	3
2.4 事業期間.....	4
2.5 事業敷地に関する事項	5
2.6 運営権設定対象施設に関する事項	7
2.7 更新投資の取扱い	9
3. 経営管理.....	10
3.1 基本的事項	10
3.2 経営等に関する報告	11
4. 開業準備.....	12
4.1 開業準備の基本的条件	12
4.2 施設性能.....	13
5. 維持管理業務	17
5.1 総則.....	17
5.2 業務の実施	18
6. 運営業務.....	22
6.1 総則.....	22
6.2 業務の実施	23
7. 利便増進事業	27
7.1 基本的な考え方	27
7.2 利便施設の運営	27
7.3 利便施設の範囲.....	27
7.4 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	27
7.5 その他留意点	27
8. 本事業に係る計画・報告.....	29
8.1 基本方針.....	29
8.2 書類の作成、提出	29

添付資料 1	法令並びに適用基準等一覧
添付資料 2	近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等
添付資料 3	道路区域図
添付資料 4	設計・施工工事区分表
添付資料 5	外構施設範囲図
添付資料 6	バスターミナル開業時間・警備箇所対応図
添付資料 7	備蓄品リスト
添付資料 8	利便施設の範囲

添付資料 9 維持管理・運営体制の参考図

添付資料 10 情報提供施設設置個所

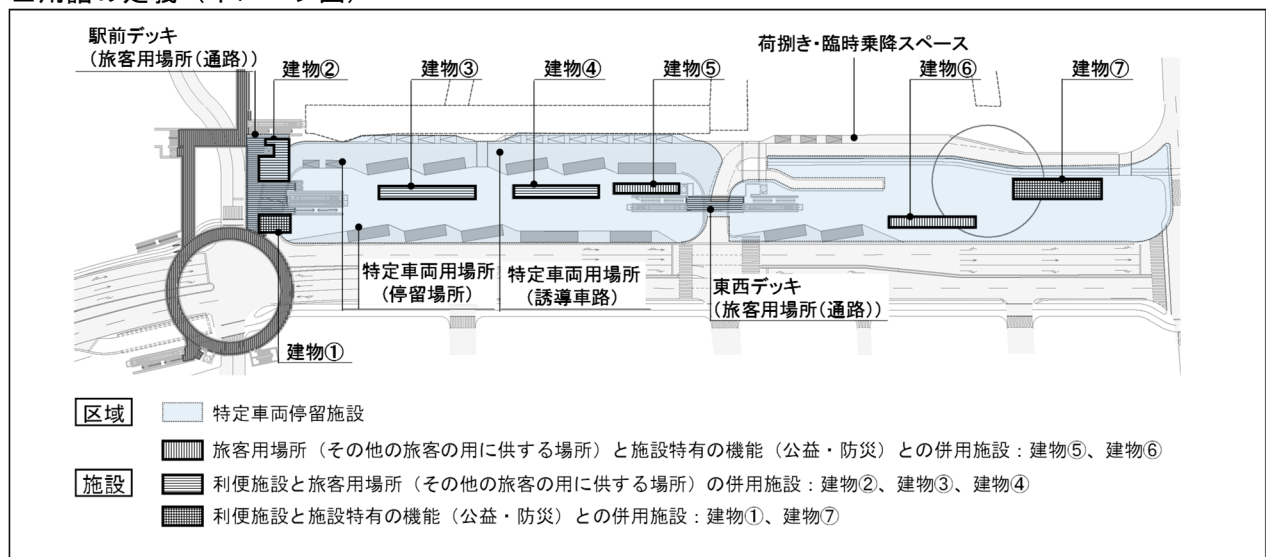
※【再掲】実施方針で示す「用語の定義」

用語	定義
本事業	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下、「PFI 法」という。）に基づく特定事業。「一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成される。
開業準備	本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備及びその関連業務をいう。
バスターミナル運営等事業	バスターミナルのうち、特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業。
利便増進事業	本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
開業準備期間	事業者が開業準備を実施する内装整備期間をいい、基本協定の締結日から、運営権存続期間の開始日の前日までの期間。
運営権存続期間	事業者が運営権に基づき運営権設定対象施設の運営及び維持管理を実施する期間をいい、実施契約の締結日から、運営権存続期間の終了日までの期間。
事業期間	開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の事業期間。
ECI 事業	「一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」及び「一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務」として、バスターミナルの設計・工事を行う事業（一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業）。「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」（以下、「品確法」という。）に基づく「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」で国が発注する。
バスターミナル	特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペースを含む道路で構成される。
特定車両停留施設	特定車両停留施設とは、「道路法（昭和 27 年法律第 180 号）」第 2 条第 2 項第 8 号の道路の附属物である。 バス・タクシー等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。 本事業では近鉄四日市駅方面へ接続する駅前デッキ、東西の交通島を立体横断する東西間デッキ、バスシェルター、旅客の用に供する建築物による施設。特定車両用場所、旅客用場所及びその他設備で構成される。
運営権設定対象施設	バスターミナル内の施設のうち、運営権を設定する施設をいう。本事業では特定車両停留施設内の全ての施設が運営権設定対象施設となる。
特定車両用場所	特定車両停留施設のうち、誘導車路、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。
旅客用場所	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客のために供する場所。乗降場、通路、その他の旅客のために供する場所で構成される。
利便施設	旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用により運営等を行う道路占用物をいう。
設計・施工関与	事業者は ECI 事業にて実施するバスターミナル全般への設計・施工関与を目的として、維持管理・運営を実施する事業者として、設計図書等の内容確認、施工段階の内容確認、設計協議会・現場定例会等への参加や意見、提案を行うことができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。
内装整備	特定車両停留施設に入居する事業者、バス事業者、賑わい施設事業者が運営を実施するにあたり、C 工事として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理のこと。
民間事業者	一般的な民間事業者。

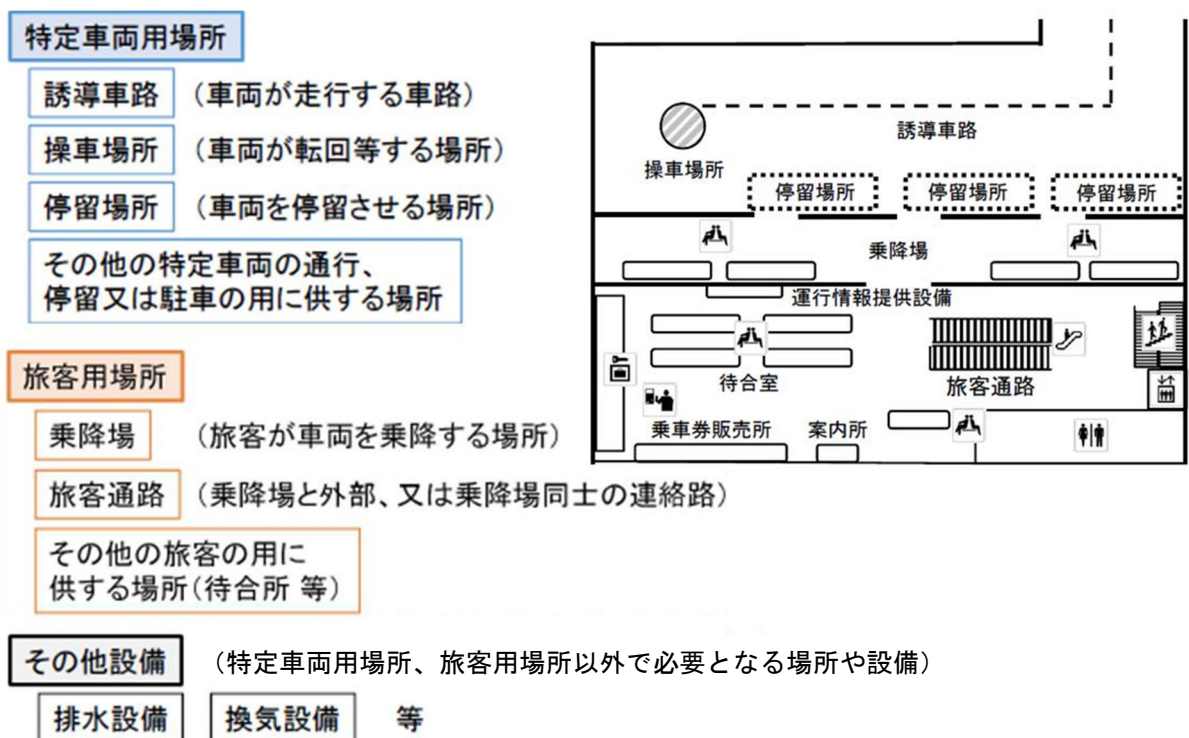
用語	定義
応募者	本事業に応募する民間事業者。開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ。
特定者	外部有識者会議による審査を受け、国により選定された民間事業者。
事業者	本事業の実施に際して、国によって選定され、国との間で基本協定及び実施契約を締結する単独の企業又は企業グループをいう。なお、契約の相手方は、本事業の実施のみを目的として設立された特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））（以下、「SPC」という。）を基本とする。ただし、SPC を設立しない場合は、共同企業体若しくは単独の企業と契約等を締結する。
バス運行事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者。
バス事業者	特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者。特定車両停留施設へテナントとして入居する。
賑わい施設事業者	利便施設として、飲食・物販施設（店舗）を運営する民間事業者。特定車両停留施設へテナントとして入居する。
タクシー事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者。
国	国土交通省中部地方整備局。
市	四日市市。
運営権	運営権設定対象施設を対象として事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項で定義するものをいう。）。
大規模修繕	本業務では、大規模修繕は事業の対象外とする。大規模修繕とは下記に記載の内容とする。 （土木）：舗装の補修（オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法）、区画線・標識等の修繕をいう。 （建築）：建築の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 （電気）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 （機械）：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。
総括代理人	本事業の総括を行う者。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する。
中央通り再編関係者調整会議	市の中央通りや近鉄四日市駅及び JR 四日市駅の駅前広場整備その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者、交通関係者、商工関係者、市民および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行うことを目的とした会議。事務局は市。なお、中央通り再編にかかるデザインの検討を行うデザインワーキンググループを同会議内に設置している。
近鉄四日市駅バスターミナル検討部会	有識者、交通関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の具体化を図ることを目的とした会議。国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び市が事務局。
近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画	近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針を踏まえ、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会において検討し、バスターミナルの基本目標、区域・施設配置の概要、整備効果等についてとりまとめた整備計画。国土交通省・三重県・市が策定。
中央通り再編基本計画	近鉄四日市駅及び JR 四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積による『居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの形成』に向けて、中央通り再編関係者調整会議において検討し、近鉄四日市駅周辺等整備事業の推進を図る基本計画。市が策定。
近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する技術協力業務	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事を行うため、品確法に基づく「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」で市が発注した業務（以下、「市の ECI 事業」という。）。 本バスターミナルは同事業の駅東側直線デッキ・駅東側円形デッキと接続する。

用語	定義
くすの木パーキング	本事業地の地下に設置されている地下駐車場。（以下、地下駐車場とする）バスターミナル内には地下駐車場への車両進入路が設置される他、歩行者用の階段やエレベーターが設置される。地下駐車場への地下進入路は本事業の対象外。
観光案内所	バスターミナル内の施設に入居するが、本事業とは別途、市（もしくは観光協会）が直接内装整備及び運営・維持管理を行う。
実施方針等	主に実施方針と要求水準書（案）で構成される一式資料のこと。実施方針は別紙 1 リスク分担表（案）、様式 1 実施方針等に関する質問書・意見書、様式 2 個別対話申込書、参考資料 1 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画より構成される。要求水準書（案）添付資料 1～10 より構成される。

■用語の定義（イメージ図）



特定車両停留施設については、下記もご参照ください。



※出典：令和 2 年度道路法改正内容説明会 資料を一部加筆修正

1. 総則

1.1 要求水準書の目的

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

1.2 事業者が提案した事業計画

事業者が提案した事業計画の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

1.3 要求水準の変更

国は、維持管理業務・運営業務に関する基本協定又は実施契約の定めに基づき、事業期間中に要求水準の変更を行うことがある。

1.4 要求水準書の規定の取扱い

- ①要求水準書の第 1 章から第 8 章又は下記に示す法令並びに適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、国がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。
- ②要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく業務の実施方法の一例を示すものであり、実際の業務の実施方法については、当該参考に関わらず、事業者が要求水準を満たすよう計画するものとする。
- ③要求水準書において、設定条件として示す内容については、事業者が要求水準を満たすよう事業計画を策定する際の前提となる条件として示すものであり、事業期間中に当該設定条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について協議するものとする。
- ④要求水準書は、前述する用語の定義を参照するものとする。

1.5 法令並びに適用基準等

- ①本事業の実施にあたっては、関係法令による他、【添付資料 1】「法令並びに適用基準等一覧」に示す法令並びに適用基準等一覧に掲げる基準等を適用する。なお、募集要項等の公表時に示す法令並びに適用基準等一覧に示す制定時のものから本事業の基本協定及び実施契約の締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする。また、基本協定及び実施契約の締結後の改定については、その適用について国と協議するものとする。
- ②適用基準等の解釈については、【添付資料 1】「法令並びに適用基準等一覧」に示す法令並びに適用基準等一覧に掲げる刊行物を参照するものとする。
- ③要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、要求水準書を優先するものとする。
- ④利便増進事業については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

1.6 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、国の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

1.7 業務の監視

国は、事業者が基本協定及び実施契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

1.8 事業終了時の水準

事業者は、運営権存続期間中の維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で運営権設定対象施設を保持していなければな

らない。なお、運営権存続期間終了日の約 4 年前から運営権設定対象施設のうち、維持管理業務及び運営業務の対象である施設に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を国に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

1.9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ①暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ②前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により国に報告すること。
- ③前 2 項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、国と協議を行うこと。

2. 事業の目的及び計画条件

2.1 事業の目的

バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となつて行う集約型公共交通ターミナルの整備・マネジメントを行い、地域における課題を解決するとともに、みち・えき・まちが一体となった新たな空間を官民連携により創出して、道路ネットワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組として現在国で推進している事業である。

本事業の対象である市の近鉄四日市駅周辺では、基盤整備・まちづくりについて、これまで市により中心市街地における望ましい交通結節点の在り方について官民連携で検討が行われ、平成30年12月に「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」が策定されている。

このような状況を踏まえ、国ではバスタプロジェクトとして近鉄四日市駅周辺における交通結節機能の強化や公共交通等の利便性向上を図るため、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」を策定し、関係機関との調整を行い機能配置、デザイン検討、運用方法等の具体化を図ってきた。

本事業は、これらの検討を踏まえ国が整備する近鉄四日市駅周辺における交通結節点である「バスターミナル」について、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

2.2 業務の概要

本事業では、国が整備するバスターミナルの開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を行うものである。

また、バスターミナルの一部は、国が別途発注するECI事業で設計・施工を行い、道路法（昭和27年法律第180号）（以下、「道路法」という。）上の特定車両停留施設として指定する予定であり、運営事業者は運営者の立場からECI事業におけるバスターミナル全般への設計・施工に関与でき、国に意見、提案することができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。

本事業の開業準備については、基本協定の定めるところにより実施する。また、特定車両停留施設の維持管理・運営については、運営権対価と引き換えに、国が運営権設定対象施設について事業者に対して運営権を設定し、国と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する方式とする。

2.3 業務の範囲

本事業の業務範囲は、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業により構成される業務を対象とし、バスターミナル運営等事業と一体として、利便増進事業を運営するものとする。

なお、事業者は以下に示す業務の何れかを一括して第三者に委託することはできないものとする。

2.3.1 開業準備

事業者・バス事業者・賑わい施設事業者は、入居するために必要となる、内装整備及びその関連業務を行う。

また、事業者は、バスターミナル運営等事業の実施にあたり、ECI事業の設計・施工に関与でき、国に意見、提案ができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。

2.3.2 バスターミナル運営等事業

a) 維持管理業務

- ①建築物点検保守管理業務
- ②建築設備点検保守管理業務（バス管制設備を含む）
- ③車路点検保守管理業務
- ④外構施設点検保守管理業務
- ⑤什器・備品維持管理業務

- ⑥警備業務
- ⑦清掃業務
- ⑧植栽維持管理業務
- ⑨経常修繕業務
- ⑩交通事故復旧業務
- ⑪設備等更新業務（バス事業者・賑わい施設事業者の追加整備部分）
- ※大規模修繕は業務の対象外とする

b) 運営業務

- ①運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ②料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ③安全対策業務
- ④利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ⑤主催業務
- ⑥誘致業務
- ⑦デジタル化対応業務
- ⑧危機管理対応業務
- ⑨バス便・タクシーの移行調整業務（移行対象バス便及びタクシーの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ⑩その他関連業務（供用約款の策定、広報活動、近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

2.3.3 利便増進事業

事業者及び賑わい施設事業者は、本事業の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・利便施設の運営
- ・賑わい施設事業者がテナント入居する際に必要となる内装整備
- ・事業者等が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、事業者は、原則として、毎年度、占用料を国に納付するものとする。詳細は、募集要項等公表時に示す。

2.4 事業期間

本事業の事業期間のうち、運営権存続期間は 30 年間とする。

本事業は、事業者が開業準備を実施する期間（以下、「開業準備期間」という。）及び事業者が運営権に基づき、運営権設定対象施設の運営及び維持管理を実施する期間（以下、「運営権存続期間」という。）で構成される。開業準備期間は、基本協定の締結後、内装整備が完了し、入居が可能となる日までとする。運営権存続期間は、実施契約の締結日から本事業が終了するまでとする。

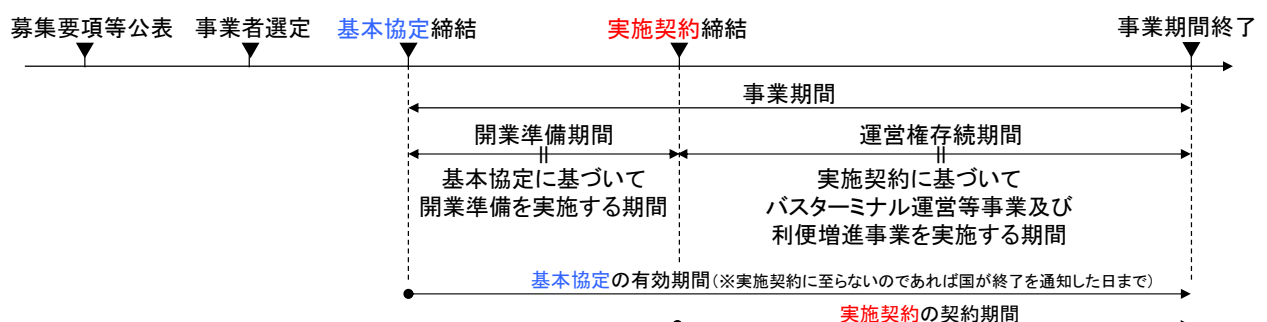


図 1 事業スケジュール

2.4.1 開業準備期間に関する条件

内装整備は、バスターミナルの開業までに完了すること。

なお、内装整備は、特定車両停留施設の建築本体の工事（以下、「A 工事」という。）及び店舗等の間仕切りにより発生する建築工事や給排水・防災等の設備工事の A 工事に対する追加変更工事（以下、「B 工事」という。）の進捗と調整を行い、事業全体のスケジュールに十分留意して実施すること。

2.4.2 運営権存続期間に関する条件

運営権存続期間は、実施契約の締結日から 30 年とする。

2.5 事業敷地に関する事項

2.5.1 一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業

a) 事業の目的

一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業は、近鉄四日市駅における新たな交通結節点として、3 箇所に分散している路線バス・高速バスの乗降場を集約するとともに、憩いの場となる空間等を配置し、交通結節機能の強化を図り、駅前周辺を一大交通拠点として人と物の流れや地域の活性化を促進することを目的とした事業である。

本事業の予定地は、直下にある地下駐車場の営業及び安全性の確保、複数工事が狭隘な現場で錯綜し、早期完成が求められる中、市が進める「中央通り再編事業」との調和と連携を損なうことなく、確実かつ安全に設計・施工する必要がある。このため、品確法の趣旨を受け、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」で工事発注された。

b) 事業の概要

①事業名称 一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業

②施行者 国

③施行区域 三重県四日市市諏訪栄町、浜田町

④敷地面積 約 9,200 m²

⑤延べ面積 約 720 m²

⑥整備内容 バスターミナル、バスシェルター、ターミナル施設、駅前デッキ・東西デッキ
地下駐車場出口新設・既存出口撤去

c) ECI 事業の施行期間

令和 5（2023）年 4 月末から令和 8（2026）年 3 月末まで予定

2.5.2 バスターミナルの計画概要

バスターミナルの計画概要を下記に示す。

表 1 バスターミナルの計画概要

① 事業名称	一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町
③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 8,100 m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²
④ 整備事業区分	道路事業（国道）
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他
⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）
⑦ バース数（予定）	12 バース （バスターミナル西島の 10 バースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 バースは主に高速バス等の乗り入れを想定）
⑧ 建物構造	鉄骨造
⑨ 階数、高さ	階数：地上 1 階

2.5.3 敷地条件等

a) 事業区域

本事業は、国が特定車両停留施設区域として設定する区域を事業区域とする。特定車両停留施設区域として設定する区域は、【添付資料 3】「道路区域図」に示す。

2.5.4 整備のコンセプト

近鉄四日市駅バスターミナルでは「バス停の集約・スマート化による交通結節機能の強化」「歩行者の円滑な移動・乗り換えを支援する交通拠点の整備」「並木空間の再編による魅力あるスペースの創造」「駅周辺と一体となった賑わい・歩行空間の創出」「防災機能の強化」「新たなモビリティや交通サービスとの連携」の 6 つを基本目標に、バスターミナルの整備を行うものである。なお、整備にあたり、市の「中央通り再編基本計画」に掲げるデザイン方針と調和した内容とする。

- バス停の集約・スマート化による交通結節機能の強化
 - ・路線バス・高速バスのバス停、タクシー乗り場の集約化による公共交通の利用促進
 - ・マルチモーダル（鉄道・バス・タクシー）な結節点整備による北勢地域の一大広域交通拠点化
 - ・将来的な新モビリティ（グリーンスローモビリティ、自動運転車両等）乗り入れによる結節機能の強化
 - ・デジタル化によるスマートバスタの構築
- 歩行者の円滑な移動・乗り換えを支援する交通拠点の整備
 - ・鉄道とバス・タクシー等のシームレスな乗換の実現
 - ・誰もが利用しやすいバリアフリーな交通拠点の整備
 - ・サイン表示等、分かりやすい案内の充実
 - ・わかりやすさ、運行効率に配慮したバス停配置
 - ・天候等に左右されない快適な待合空間
- 並木空間の再編による魅力あるスペースの創造
 - ・シビックプライドを醸成する絵になる景観の創造
 - ・緑の空間の保全と歩行者優先の回遊・滞留空間の確保
 - ・市民活動のフィールドとなる空間の確保（多様な市民活動・魅力的な日常交流のための都市広場）
- 駅周辺と一体となった賑わい・歩行空間の創出
 - ・市の玄関口として相応しい、高質で魅力的な都心空間の実現
 - ・「歩く」を支える周辺の既存施設との接続性の重視
 - ・楽しい・居心地の良い待合空間の実現
 - ・玄関口として交通・観光の総合インフォメーション機能の充実
 - ・公共空間の高次利用による賑わいの創出
- 防災機能の強化
 - ・大規模災害の発生に備え、帰宅困難者の受入れ拠点として活用
 - ・賑わい施設等と連携した防災物資の備蓄機能
 - ・災害発生時の効果的な情報提供機能
- 新たなモビリティや交通サービスとの連携
 - ・将来的な新モビリティ（グリーンスローモビリティ、自動運転技術、パーソナルモビリティ等）導入への対応
 - ・MaaS等を活用した市内の回遊性向上ならびに公共交通の利便性向上
 - ・ICTなどを用いた高度なサービスの提供

2.5.5 整備の基本方針

整備の基本方針は「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」会議資料に沿った内容とし、市の「中央通り再編基本計画」に掲げるデザイン方針と調和して ECI 事業において設計が行われることとなる。

本事業では下表の基本方針に基づきバスターミナル運営等事業及び利便増進事業に必要な内装整備等を実施する。

表 2 建築計画に関する基本方針

対 象	内 容
全体	・ 近鉄四日市駅及び商店街等周辺地域から、バスへの乗車にかけて、スムーズな動線となるように施設を配置する。 ・ 年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した計画とする。 ・ 市の「中央通り再編基本計画」に掲げるデザイン方針と調和し、高いデザイン性を備えるものとする。 ・ バスターミナル中心部を東西に通る主動線と施設内部と乗降場の歩行者動線の連続性が確保できる配置とし、出入口を確保する。 ・ 商店街等との連続性や見通しを確保し、周辺地域と一体性が高まる空間を形成する。また、施設運用においても、周辺景観への配慮を行う。 ・ 緑化や既存の植栽へ配慮した計画を行う。 ・ 災害時において、帰宅困難者輸送の拠点として活用することを想定した計画とする。 ・ サイン、ピクトグラム等は多言語（日本語・英語・中国語・韓国語）に対応したものとする。
乗降場	・ 車いす使用者等の利用に配慮した幅員を確保するとともに、機能を配置する。 ・ 高齢者や障がい者等に配慮し、バス乗車までの負担軽減を目的としてベンチを設置する。 ・ バス乗車直前での緊急的な利用を想定した便所を設置する。
待合	・ 授乳室・パウダーコーナーは高速バス乗降バース付近に設置する。 ・ バス・タクシー利用者が快適に過ごすことができる空間とすることに十分に配慮しつつ、商店街等周辺地域からの利用者也利用できる計画とする。
機能配置等	・ 市の「中央通り再編基本計画」に掲げるデザイン方針と調和し、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」で示す機能配置とする。 ・ バスのチケット販売に関する機能は、路線バス・高速バスのバースの配置状況に応じ配置する。 ・ 荷物を持った移動距離が小さくなるよう、コインロッカー等は利用者に配慮した配置とする。 ・ 利便施設（飲食・物販、ロッカー等）は、収益性も含めて十分に検討する。 ・ バス利用者だけでなく、商店街等周辺地域からの利用者也利用できる計画とする。 ・ 近鉄四日市駅、市の整備する駅前円形デッキ、商店街等周辺地域との機能的な連携、管理に配慮する。

2.6 運営権設定対象施設に関する事項

本事業の対象施設は下記のとおりとする。

次表のうち、バス事業者・賑わい施設事業者が整備する施設の詳細については、【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。

表 3 本事業の対象施設

施設区分	施設名称		施設詳細	想定建物
特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの	
	旅客用 場所	乗降場	乗降場	
		通路	エレベーター（道路区域内） 4 基 エスカレーター（道路区域内） 4 基	
		その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ — ⑥ ⑥ —
	その他設備		執務室 電気設備（バス管制設備等） 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯	③
	施設特有の機能		防災備蓄倉庫	⑤
利便施設			飲食・物販施設（店舗） 自動販売機 自動発券機 電気設備（店舗部分） 空調設備（店舗部分） 衛生設備（店舗部分）	①②③④⑦ ③⑥

表 4 本事業の対象外施設

施設区分	施設名称		施設詳細	想定建物
特定車両 停留施設	旅客用 場所	乗降場	バスシェルター	
		通路	デッキ本体及びデッキ上の屋根	
			エレベーター・エスカレーター・階段上の 屋根	
		施設特有の機能		屋上緑化
利便施設			観光案内所（※市又は観光協会が占用しバ スターミナル運営等事業とは別で運営する 施設）	①

表 5 本事業の建物（案）

建物番号	内容	面積
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）	約 40 m ²
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²
③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²
④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²
⑤	便所、防災備蓄倉庫	約 70 m ²
⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²
⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	約 180 m ²
合計		約 720 m ²

※建物および建物内施設の配置、規模については、設計・施工関与による場合も含め、変更する場合がある。

2.7 更新投資の取扱い

事業者は、今後の社会的変化や技術的变化を踏まえ、多様なシーンへの対応や将来的な２次交通としての多様なモビリティの利用対応として、特定車両停留施設のサービス向上、収益性の改善・向上に資する追加投資・改修工事を事業者の費用負担により行うことができる。追加投資・改修工事の内容は、事業者が提案した事業計画及び業務計画書に基づき、国と協議の上、決定するものとする。

追加投資・改修工事のうち、特定車両停留施設との一体性が認められる対象については、投資完了後に国の保有資産とし、運営権設定対象施設に含まれ、運営権の効果が及ぶものとする。それ以外の追加投資の対象については、事業者の保有資産とする。

追加投資・改修工事は、特定車両停留施設としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限り、具体的な内容については、国と協議の上、決定するものとする。なお、次のような追加投資・改修工事は、原則認められない。

- ①バスターミナルの躯体や外観を変更するもの
- ②国の各種施策に反するもの
- ③市が策定した中央通り再編基本計画に反するもの
- ④事業期間終了後に原状復旧することが難しいもの
- ⑤その他法令等に違反するもの

3. 経営管理

3.1 基本的事項

3.1.1 基本方針

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

本事業は、ECI 事業における設計・施工関与、テナント入居する際の開業準備として必要となる内装整備、維持管理、運営及び利便増進事業を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけではなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために国の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

3.1.2 事業者に関する事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ること。また、下記の各機関を通じて必要な事項を満たすこと。

a) 開業準備期間

事業者は、維持管理・運營業務開始に向けて下記 b) の事項への対応を行うこと。

また、共同企業体を設立する場合は、以下に掲げる事項を満たすこと。

①募集要項等の公表時に示す様式に定める共同企業体を設立していること。

b) 運営権存続期間

事業者は、事業遂行にあたり、毎年公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告すること。なお、SPC 以外の場合は、本事業の事業収支を第三者の確認を受けた上で、報告すること。詳細は、募集要項等公表時に示す。

また、事業者は、下記に掲げる事項を満たすこと。なお、単独の企業又は共同企業体を設立する場合は、この限りでない。

①「会社法（平成 17 年法律第 86 号）」に定める株式会社として設立していること。

②定款において、監査役を置くことを規定していること。

③創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。

④全ての株主が、事業計画にあらかじめ示された出資者であること。

⑤応募企業又は各構成企業は、事業者に出資して本議決権株式すべての割当てを受けること。

3.1.3 実施体制に関する事項

事業期間を通じて、下記に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。

①各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。

②各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。

③各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。

3.1.4 本事業の調整に関する事項

事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、下記に掲げる事項を行うこと。総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、第 5 章及び第 6 章に定める統括管理責任者と兼任してもよい。要求水準書に定める総括代理人又は総括代理人直属のスタッフ、統括管理責任者の体制については【添付資料 9】「維持管理・運営体制の参考図」を参考とすること。

①事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、下記の②から⑦までの事項を適切に行うことができる総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを調整し、配置すること。

- ②応募企業又は各構成企業における業務計画、業務実施内容及び要求水準の達成状況を、定常的かつ適切に把握・管理し、適切かつ確実な事業遂行に向け調整を図ること。
- ③応募企業又は各構成企業の提案・意見を徴集・調整することにより、工事中の ECI 事業への設計・施工関与から、内装整備・維持管理・運営、利便増進事業までの業務を包括的に行う利点を活かした、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- ④構成企業間の意見調整を適切に行い、常に構成企業間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を遂行すること。
- ⑤総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、国との連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うとともに、国・事業者間の協議を開催し、協議の円滑な進行・調整を図ること。
- ⑥各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- ⑦その他事業の必要な調整と管理に必要な事項を実施すること。

3.1.5 財務に関する事項

事業者は、事業期間を通じて、下記に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持すること。

- ①健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- ②本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- ③収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。

3.2 経営等に関する報告

事業者は、第 8 章の報告書等に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を国に提出すること。

4. 開業準備

4.1 開業準備の基本的条件

4.1.1 開業準備の条件

(1) 開業準備の工事区分

本事業では、A 工事及び B 工事は ECI 事業者が設計・施工し、バス事業者・賑わい施設事業者は、A 工事及び B 工事以外の工事（以下「C 工事」という。）を自らの費用で設計・施工するものとする。設計・施工の工事区分に関する詳細は、【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。

(2) C 工事計画の条件

本事業では、C 工事計画に係る設計・施工の条件【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。

(3) 法手続きの条件

建築確認申請（計画変更等）等に係る手続きは ECI 事業者が実施する。バス事業者・賑わい施設事業者の C 工事範囲の設計に伴う計画変更等各種許認可の図書作成については、ECI 事業者と協力し、速やかに行うこと。なお、申請に係る図書作成料について C 工事に関連する内容は、本事業の事業者の負担とし、ECI 事業の負担としない。

4.1.2 旅客用場所及び利便施設の整備方針

バス事業者・賑わい施設事業者が C 工事に対応する旅客用場所及び利便施設の整備方針は以下のとおりとする。

表 6 旅客用場所及び利便施設の整備方針

対 象	内 容
執務室	・ バスターミナル内の運行管理（バスの采配、遅延のバス誘導員への伝達、旅客案内システムへの遅延情報の入力など）を行うための業務従事者が活動する場所、特定車両停留施設の運営にかかわる業務従事者の執務室とする。 ・ バス事業者自らの負担により OA 機器等を設置する。OA 機器の設置に関して必要に応じてサーバールームであれば、ECI 事業への設計・施工時に関与し調整を行うこと。 ・ 突発事象が発生した場合にすぐに対応できるように、チケットカウンター近くに配置する。 ・ バス事業者自らの負担で必要に応じ、バス管制用のセンサー設備及びバス管制に係る表示機・サーバー等の機器を設置すること。 ・ バス管制システムについては、運行情報提供設備との連携に留意すること。 ・ 位置については【添付資料 2】「近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等」、【添付資料 6】「バスターミナル開業時間・警備箇所対応図」に示す。
チケット販売所	・ 施設利用者によってわかりやすいように、視認性に配慮する。 ・ 主となるチケット販売所は有人、高速バス乗り場の待合でのチケット販売所は無人で運営できるようにすること。 ・ 車いす利用者にも配慮した運用とする（ローカウンターを設ける、もしくは常時勤務する者がカウンターの前に出て対応）。必要に応じ、ECI 事業への設計・施工時に関与し調整を行うこと。 ・ 位置については【添付資料 2】「近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等」、【添付資料 6】「バスターミナル開業時間・警備箇所対応図」に示す。

案内所	・ 問合せ客がバスチケットカウンターに並んでしまっで発券業務に支障をきたさないように、わかりやすい場所に案内所を設置できるよう、必要に応じ ECI 事業への設計・施工時に関与し調整を行うこと。 ・ 案内所が担うべき必須機能は、「バス利用者に対するバス利用情報提供」、「バス利用者に対する切符購入方法や券売機の案内」、「バスターミナル内の施設案内」、「他の交通機関への乗換案内」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（以下、「バリアフリー法」という。）に基づく案内員の配置（令和 3 年 4 月全面施行）」とする。 ・ 位置については【添付資料 2】「近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等」、【添付資料 6】「バスターミナル開業時間・警備箇所対応図」に示す。
飲食・物販施設（店舗）	・ 「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」での検討結果を踏まえ、立地や地域特性に配慮した公益・利便機能を導入する。 ・ バス利用者の利便性に配慮するとともに、バス利用者以外の利用も想定し、飲食や物品等の提供を行う施設を配置する。 ・ 賑わい施設事業者自らの負担で内装整備を行い、イートインスペース等を設置する。 ・ 中央通りの景観と調和し、四日市らしさを演出する店舗を配置する。 ・ 収益性に留意した運用を想定する。
自動販売機	・ 事業者自らの負担でバスターミナル東島及びバスターミナル西島にそれぞれ 1 台以上を設置する。位置については、事業者の提案によるものとする。
自動発券機	・ バス事業者自らの負担で 1 台以上を設置する。位置については、事業者の提案によるものとする。 ・ 高齢者や障害者等にも配慮した運用とする（高さや画面など配慮した構造、もしくは常時勤務する者がカウンターの前に出て対応）。
コインロッカー	・ バスターミナル全体を運営する事業者が設置する。 ・ コインロッカーの数量は、25 台程度とする。 ・ コインロッカーのサイズは、利用者ニーズを踏まえ大・中・小に割り振る。 ・ 荷物を持った移動距離が小さくなるように高速バス乗り場に近い建物内に設置する。 ・ 位置については【添付資料 2】「近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等」、【添付資料 6】「バスターミナル開業時間・警備箇所対応図」に示す。
デジタルサイネージを活用した情報提供施設	・ 各乗り場に設置するデジタルサイネージを活用した情報案内板（以下、デジタル情報案内板）にバス事業者が自らの負担で乗り場、行き先、発車時刻、運行情報等を表示する。 ・ 待合所等に設置するデジタルサイネージを活用した複合的な情報案内板（以下、デジタル複合情報案内板）は、各乗り場に設置するデジタル情報案内板と情報共有を図り、災害時には避難誘導情報も提供する。 ・ 設置場所は【添付資料 10】「情報提供施設設置箇所」に示す。

4.2 施設性能

4.2.1 建築の性能

(1) 共通事項

- ①公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版：令和 4 年 5 月 10 日国営建技第 1 号）」において、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- ②各空間や各室の性能は、執務や利用形態に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとする。

- ③バス事業者・賑わい施設事業者が自らの費用で設計・施工する内装整備の部分について、4.2.1 (2)～(6)までの内容を満たすようにする。また、設計・施工関与は、次項以降の内容に留意し、特定車両停留施設の維持管理・運営を行う事業者として必要事項を ECI 事業者へ伝達する。

(2) 建物内ゾーニング

- ①各要求水準を満足した上で、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」での検討結果、「中央通り再編基本計画」と整合させ、全体としてバランスのとれた合理的で機能的な計画とする。
- ②各諸室及びスペースの利用形態及び特性を十分に把握し、外部空間との連続性も考慮し、機能的な計画とする。
- ③「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」での検討結果、「中央通り再編基本計画」と各室の面積や用途及び設備システム等との整合性を考慮する。
- ④各室の形状は、その用途と什器・備品・設備機器の配置を考慮し、縦横のバランスがとれた、できる限り凹凸のない使い勝手のよい計画となるよう配慮する。
- ⑤間仕切り位置を柱部に合わせる等、極力室内に独立柱が出ない計画とする。
- ⑥主要動線の幅は、車いす使用者どうしがすれ違える十分な幅員を確保する。
- ⑦床仕上げ高さは、原則として同一とする。ただし、設備室及び条件が明示されている室については、この限りでない。
- ⑧建物内の各室やエリアの配置は、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」での検討結果、「中央通り再編基本計画」を参考とし、事業者にて提案すること。

(3) 仕上げ（内装）

- ①同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。
- ②経年による変形や著しい変色が生じないものとする。
- ③色や柄については、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とする。
- ④異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。
- ⑤鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。
- ⑥内装の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性やつながりに配慮する。なお、「中央通り再編基本計画」との調和にも留意すること。

(4) 内装計画

- ①仕上げ材は、諸室の用途及び使用頻度、部位の特性を把握した上で選定するとともに、耐久性や維持管理に配慮した材料とする。
- ②内装仕上げの色彩は、各部門の機能にふさわしい色彩とする。また、各室が空間的に同一となった場所は、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。
- ③同一空間内で同一部位に 2 種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理する。
- ④内装仕上げについては、空間の連続性その他意匠上及び機能上等の合理的な理由により、国との協議が成立した場合、所定の分類によらないものとするができる。

(5) 建具計画

- ①各室の使用内容に応じた計画とし、開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様等については、指定されたもの以外は、各種条件において適宜設定し、必要に応じ B 工事で対応できるよう ECI 事業者と協議を行う。
- ②日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反りが発生しないようにする。
- ③高齢者、障がい者等の利用が想定される出入口は、バリアフリー法に基づく構造とする。
- ④ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針増補版（平成 26 年 9 月 日本建築防災協会）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用、飛散防

止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。

- ⑤自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止等の処置を行う。また、非常時開放装置を設ける。
- ⑥重量シャッターは、障害物感知装置を設ける。
- ⑦扉等の仕上げは、壁の仕上げ・色彩と調和したものとする。

(6) サイン

- ①施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装・外装の設え、ピクトグラム及び家具等を活用し、誰もがスピーディかつ正確に目的地へたどり着くことのできる、分かりやすい誘導計画とする。
- ②サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、デザインや仕様等の意匠性に統一性があり建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とする。
- ③サインは、導入機能改変の可能性がある場所に設置するものは、改変に伴い表示内容変更を行うことが可能な仕様とする。
- ④表記文字はピクトグラムを除き日本語・英語・中国語・韓国語とする。
- ⑤その他「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」、「近鉄四日市駅バスターミナル検討会」での検討結果、「中央通り再編基本計画」のサイン計画と、調整を図り、ECI 事業者と協議を行うこと。

4.2.2 設備の性能

(1) 電気設備

- ①「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版：令和 4 年 5 月 10 日国営設第 29 号）」において「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- ②ECI 事業者との工事区分は、【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」に基づく。
- ③使用する電線・ケーブル類は盤内を含めて、EM 電線・EM ケーブルを採用する（盤内の高圧 KIP 電線を除く）。電気設備における配線接続点の仕舞は、一般ケーブルを想定したものとしている。
- ④各室性能は、ECI 事業者と協議の上、設定することとする。
- ⑤「執務室」は、執務内容に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとする。
- ⑥幹線用のケーブルラック、保護管等は、敷設する配線・ケーブルの 20%以上の割増しを見込んだ寸法、数とする。
- ⑦接地は統合接地方式とする。
- ⑧設計照度、幹線・分岐ケーブル（電線を含む）のサイズ、受変電機器の選定及び容量、発電機器の選定及び容量、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格充電電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子利得等は、ECI 事業者と協議の上、事業者として必要な事項を伝達する。
- ⑨機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とする。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に国と十分協議する。
- ⑩電気設備関連諸室（幹線経路及び EPS を含む。）は、機材増設、機器更新、保守点検等に配慮し機器レイアウト及びスペースの確保ができるよう、ECI 事業者と協議の上、事業者として必要な事項を伝達する。また、機器発熱に対応した適切な空調・換気機能を確保するとともに管球類、設備備品、予備品及び附属品等の保管スペースについても、ECI 事業者と協議の上、事業者として必要な事項を伝達する。
- ⑪通信・情報機器及び監視制御設備等の装置は、電源の瞬時電圧低下等により機能停止を招かぬよう、停電対策を行う。
- ⑫レイアウト変更等に容易に変更対応できるように、必要に応じて OA 盤を EPS 等に設置する。
- ⑬見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など景観性、意匠性に配慮する。

(2) 機械設備

- ①機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版：令和 4 年 5 月 10 日国営設第 29 号）」（以下、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」という）の該当部分を参照する。なお「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- ②ECI 事業者との工事区分は、【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」に基づく。
- ③各室性能は、ECI 事業者と協議の上、設定することとする。
- ④耐震安全性が確保できる配管及びダクト材料を使用する。
- ⑤水損対策の必要な室には、水系の配管を設けない。やむを得ず設ける場合は、下記による水損対策を行う。
 - ・漏水を検知し自動的に配管を閉塞できる構造とする。
 - ・漏水に対する警報及び状態を執務室等にて監視できる構造とする。
 - ・室内の機器の床面には、漏水による浸水を防止する防水堤を設ける。
- ⑥保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保する。
- ⑦見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。
- ⑧採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則 2 週間以内に対応可能なものとする。
- ⑨原則として、使用する電線・ケーブル類は、EM 電線・EM ケーブルを採用する。

5. 維持管理業務

5.1 総則

5.1.1 基本原則

- ①事業提案書及び第 8 章に規定する各種計画書等に基づき、維持管理業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように維持管理し、要求水準を下回る可能性がある場合には、修繕等の方法で適切な状態に改善する。
- ④国から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

5.1.2 基本方針

- ①特定車両停留施設の適切な維持管理を行い、安全かつ円滑な公共サービスの水準が適切に確保されるよう業務を実施する。
- ②利用者の利便性の向上に資するよう、利用者のニーズを適切に把握して維持管理を実施する。
- ③「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」の関係者と積極的に連携・協調すること。必要に応じて会議に参加し、業務の履行に必要な調整を行うこと。
- ④地下駐車場の管理者と適宜、連携・協力し、円滑かつ効率的な維持管理に寄与すること。
- ⑤非常時において施設の機能停止が生じないよう、適切に機能維持の確保がなされるよう維持管理を実施すること。
- ⑥利用者の安全を確保するため、事故防止や防災等に努め、適切に危険防止等の措置を講ずること。
- ⑦適切に衛生環境を確保するとともに、利用者の快適性の向上に資するよう維持管理を実施すること。
- ⑧省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう業務を実施すること。
- ⑨事業期間中の光熱水費等の縮減の他、事業期間終了後の修繕費等の縮減を含め、長期的な経済性に配慮すること。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」を参考にに取り組むこと。
- ⑩事業期間終了後の国（又は次期事業者）の維持管理業務の適切な継続に資するよう、事業期間終了時の適切な引継ぎに配慮するとともに、事業期間終了後の維持管理に関して国（又は次期事業者）が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにすること。
- ⑪業務遂行上知り得た国の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、本契約終了後も対象とする。ただし、国により承諾を受けた情報においてはこの限りでは無い。
- ⑫業務遂行上知り得た個人情報「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」（以下、「個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」（以下、「マイナンバー法」という。）に基づき適正に取り扱うこと。
- ⑬上記の国の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合もしくは生じた恐れが認められた場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

5.1.3 業務内容

- ・建築物点検保守管理業務
- ・建築設備点検保守管理業務（バス管制設備を含む）
- ・車路点検保守管理業務
- ・外構施設点検保守管理業務
- ・什器・備品維持管理業務
- ・警備業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・経常修繕業務

- ・交通事故復旧業務
 - ・設備更新業務（バス事業者・賑わい施設事業者の追加整備部分）
- ※大規模修繕は業務の対象外とする

5.1.4 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②維持管理・運營業務全体を統括して管理する統括管理責任者を1名置くこと。
- ③事業者は営業時間中、維持管理業務に係る国との連絡が常時可能な体制を確保すること。
- ④「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」に参加できる体制を確保すること。
- ⑤各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とすること。また、国が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- ⑥事業者は、業務従事者に対して、第8章に規定する各種計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行うこと。また、服装を揃え、名札を着用させること。
- ⑦緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保すること。

5.2 業務の実施

5.2.1 建築物点検保守管理業務

a) 業務の対象範囲

建築物点検保守管理業務の対象範囲は、地下駐車場に係る建築物を除き、特定車両停留施設内の建築物全てとする。

b) 要求水準

- ①建築物について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、適切に保守等を行い所要の機能を保持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせ、躯体の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。
- ④点検保守及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。

5.2.2 建築設備点検保守管理業務

a) 業務の対象範囲

建築設備点検保守管理業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する区域及び地下駐車場に係る階段等の建築物、バスシェルターを除き、特定車両停留施設内の設備とする。

b) 要求水準

- ①設備について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を行い所要の機能を保持すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせ、設備の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。

5.2.3 車路点検保守管理業務

a) 業務の対象範囲

車路点検保守管理業務の対象範囲は、特定車両停留施設の車路とする。

b) 要求水準

- ①車路について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、適切に保守等を行い所要の機能を保持すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせ、車路の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。

5.2.4 外構施設点検保守管理業務

a) 業務の対象範囲

外構施設点検保守管理業務の対象範囲は、デッキを除き、特定車両停留施設全てとする。具体的な対象範囲は【添付資料 5】「外構施設範囲図」に示す。

b) 要求水準

- ①外構施設について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、適切に保守等を行い所要の機能を保持すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせ、外構施設の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。

5.2.5 什器・備品維持管理業務

a) 業務の対象範囲

什器・備品維持管理業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する区域を除き、特定車両停留施設の維持管理・運営において必要となる什器・備品全てとする。

b) 要求水準

- ①関係法令に基づき特定車両停留施設機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するため、必要な什器・備品（消耗品等）の交換、補充を行うこと。
- ②業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合は保守、更新等適切な方法により対応すること。
- ③什器・備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、確実に管理すること。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量を必ず含むものとする。

5.2.6 警備業務

a) 業務の対象範囲

警備業務の対象範囲は、特定車両停留施設とする。

b) 要求水準

- ①特定車両停留施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために有人警備及び機械警備を行うこと。業務の実施においては、「警備業法（昭和 47 年法律第 107 号）」（以下、「警備業法」という。）、「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）」等関係法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- ②警備員は、警備業法による教育を受け、事件及び事故の際の現場保存、負傷者や急病人に対する応急手当、初期火災の消火や避難誘導、暴漢等の襲撃を受けた際の自己及び他者の生命身体防護を適切に行うための研修・訓練を受けているとともに、警備員として適切な所作を行える者であること。また、警備の責任者は警備業務の実務経験を有し、警備業法第 23 条第 4 項に基づく施設警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定の合格証明書の交付を受けている者であること。警備の責任者は常駐を必要としないが、常時連絡が可能で、有事には現場で対応できる体制をとること。
- ③機械警備は、特定車両停留施設内の必要な箇所において、監視カメラが常時適切に稼働していること。防犯カメラの録画時間等の仕様は国と協議して決定すること。早朝や夜間で施設が開業している時間は緊急ブザー等での対応を基本とするが、有人を含めその他の提案があれば妨げない。

- ④機械警備設備の設置に当たっては、執務室にて特定車両停留施設の警備状況が一元管理できる計画とすること。
- ⑤事業者は警備日誌を作成し、保管すること。また、業務報告書（月報）に添付して提出すること。

5.2.7 清掃業務

a) 業務の対象範囲

清掃業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する区域を除き、特定車両停留施設全てとする。

b) 要求水準

- ①日常清掃及び定期清掃を組み合わせ適切に清掃を実施し、清潔な衛生環境を保持し、利用者の快適性及び施設の美観・機能性・衛生性を確保すること。
- ②使用する器具・備品、補充のための消耗品等はすべて事業者が準備すること。また、常に機器・備品の整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準拠し厳重に管理すること。
- ③バスターミナル運営等事業の実施に伴い発生する全ての廃棄物について、適正に処理すること。
- ④誘導車路の車道部についても清掃を行い、車両の運行に支障の無い環境を維持すること。
- ⑤事業者は清掃日誌を作成し、保管すること。また、業務報告書（月報）に添付して提出すること。

5.2.8 植栽維持管理業務

a) 業務の対象範囲

植栽維持管理業務の対象範囲は、特定車両停留施設とする。

b) 要求水準

- ①植栽維持管理について、周辺環境に配慮し、樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行い、景観上良好な状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持する。
- ②植栽が周辺に与える影響や強風による樹木の倒壊がないように配慮する。また、台風等で維持管理対象の枝・葉が散乱した場合は適宜、片づける。
- ③定期点検及び日常点検を組み合わせ、植栽の状況を的確に把握すること。
- ④点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。

5.2.9 経常修繕業務

a) 業務の対象範囲

経常修繕業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する内装を除き、特定車両停留施設全てとする。

b) 要求水準

- ①特定車両停留施設が正常に機能するために必要な経常修繕を実施すること。経常修繕では、日常的に発生する不具合に対応し、劣化・損傷した部位・部材又は機能を実用上支障のない状態に回復させるための補修、修理、部品の交換等を行うこと。特定車両停留施設の性能を維持するために必要となる修繕については、大小を問わず、事業者が行うこと。
- ②誘導車路の車道部の路面標示について、日常的に車両の運行に支障の無い状態を維持すること。なお、日常的に発生する不具合への対応以上に修繕が必要な場合には、国と協議を行うこと。
- ③経常修繕を行った場合は、修繕箇所について国に報告を行い、必要に応じて国の立会いによる確認を受けること。

5.2.10 交通事故復旧業務

a) 業務の対象範囲

交通事故復旧業務の対象範囲は、特定車両停留施設とする。

b) 要求水準

- ①道路区域内において交通事故等が発生した場合、事業者は正確かつ迅速な情報提供、利用者の避難誘導を行う等、必要な措置を講じるものとし、国に速やかに報告するものとする。
- ②道路区域内の運営権設定対象施設または事業者が設置した内装が交通事故等による被害を受けた場合、事業者は、必要な範囲において自らの費用負担で応急措置を講ずるものとし、速やかにその内容を国へ通知するものとする。
- ③交通事故等により被害を受けた運営権設定対象施設または事業者が設置した内装を復旧する場合、運営権設定対象施設の復旧に必要な費用については、国が原因者に対して原形復旧に係る工事費の全部又は一部を請求する。当面の復旧に要する費用については【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」の区分により、国又はバス事業者・賑わい施設事業者が負担するものとする。
- ④運営権設定対象施設に関する復旧工事の実施については、国で実施する。内装の復旧工事の実施は【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」の区分により、国又はバス事業者・賑わい施設事業者が実施するものとする。

5.2.11 設備等更新業務

a) 業務の対象範囲

設備等更新業務の対象範囲は、特定車両停留施設のうち自ら追加整備を行った設備とする。

b) 要求水準

- ①事業者は、事業期間中自ら追加整備を行った設備等について、耐用年に応じ適宜更新を行うこと。
- ②実施契約の締結日から終了までの期間中のすべての設備等の更新計画を作成し、国の承認を得ること。更新のための工事の実施について、事前に国と協議すること。
- ③設備等の更新は設備等更新計画に基づき、速やかに実施すること。

6. 運營業務

6.1 総則

6.1.1 基本原則

- ①事業提案書及び第8章に規定する計画書等に基づき、運營業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように運営し、要求水準を下回る可能性がある場合には、適切な状態に改善する。
- ④国から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

6.1.2 基本方針

- ①中央通り再編基本計画と連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図る事業目的のもと、市の玄関口に相応しい、利用者にとって安全かつわかりやすく、質の高いサービスを提供すること。
- ②「中央通り再編関係者調整会議」の関係者と積極的に連携・協調し、中央通り全体の効率的かつ効果的な運営に寄与すること。
- ③利便増進事業における飲食・物販施設（店舗）の運営等に際しては、「中央通り再編関係者調整会議」に参画する商店街関係者と調整を図ることで、近鉄四日市駅周辺全体でのサービス向上に寄与すること。
- ④近鉄四日市駅との連続性を確保するため、駅へ直結するデッキの施設管理者である市及び近畿日本鉄道株式会社と適宜、連携・協力し、円滑な施設運営に寄与すること。
- ⑤利用者のニーズを適切に把握して施設運営を実施すること。
- ⑥近鉄四日市駅周辺における現状のバス運用事業形態に留意した上で、特定車両停留施設の運営を実施すること。
- ⑦休業日を設けず通年営業を行うこと。営業時間を変更しようとする場合は、国と事前に協議するものとする。
- ⑧非常時において施設の機能停止が生じないよう、適切に機能維持の確保がなされるよう施設運営を実施すること。
- ⑨利用者の安全を確保するため、事故防止や防災等に努め、適切に危険防止等の措置を講ずること。
- ⑩省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう施設運営を実施すること。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）」を参考に取り組むこと。
- ⑪事業期間終了後の国（又は次期事業者）の運營業務の適切な継続に資するよう、事業期間終了時の適切な引継ぎに配慮するとともに、事業期間終了後の運営に関して国（又は次期事業者）が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにすること。
- ⑫業務遂行上知り得た国の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、本契約終了後も対象とする。ただし、国により承諾を受けた情報においてはこの限りでは無い。
- ⑬業務遂行上知り得た個人情報「個人情報保護法」及び「マイナンバー法」に基づき適正に取り扱うこと。
- ⑭上記の国の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合もしくは生じた恐れが認められた場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

6.1.3 業務内容

- ・運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・料金徴収業務（停留料金の設定、届出、収受等）
- ・安全対策業務
- ・利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・危機管理対応業務

- ・バス便・タクシーの移行調整業務（会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・その他関連業務（供用約款の作成、広報活動、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」への参加、中央通りにおけるエリアマネジメント活動への参加等）

6.1.4 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②維持管理・運營業務全体を統括して管理する統括管理責任者を1名置くこと。
- ③事業者は営業時間中、運營業務に係る国との連絡が常時可能な体制を確保すること。
- ④学識経験者や国土交通省、市、バス事業者等による「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」その他の関連する会議体に参加できる体制を確保すること。
- ⑤地下駐車場との連絡が常時可能であり、安全運行の構築に資する体制を確保すること。
- ⑥各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とすること。また、国が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- ⑦事業者は、業務従事者に対して、第8章に規定する計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行うこと。また、服装を揃え、名札を着用させること。
- ⑧緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保する。

6.2 業務の実施

6.2.1 運行管理業務

事業者は以下の要求水準に基づき、運行管理業務を行う。主な実施内容は運行ダイヤの調整、運行管理である。

(1) 運行ダイヤの調整

- ①特定車両停留施設及び近鉄四日市駅バスターミナルを利用するバス事業者情報を取りまとめ、一括管理すること。また、国、市等からのバス事業者情報に関する提供依頼があった場合は、速やかに対応すること。
- ②バスの運行ダイヤの変更が必要となった場合、円滑な運行に支障をきたさないために、影響するバス事業者間の協議・調整を、事業者が主体となり、国と協力して行うこと。

(2) 運行管理

- ①特定車両停留施設の利用者の利便性確保等のために、満空情報等の情報提供、バス車両の案内・誘導及びバス車両の入出庫管理を実施すること。
- ②バス車両の入出庫時等に問題が発生した場合に、速やかに対処すること。
- ③バス車両の停留場所について、バス事業者からの要望等を踏まえ、バス事業者間の調整を適切に行うとともに、円滑かつ快適な運行のため、停留場所を適切に管理すること。
- ④バス車両の定時出発が確実に行われるよう、常時、運行管理を行うとともに、旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等と連携し、利用者に対してわかりやすい運行ダイヤの案内を実施すること。
- ⑤曜日や時間帯に応じ空きバースは多目的車両の利用や荷捌きスペースとしてシェアリングを検討すること。

6.2.2 料金徴収業務

事業者は以下の要求水準に基づき、停留料金の設定、届出、収受等の料金徴収業務を行う。

- ①停留料金の設定については、下記を遵守すること。
 - ・バス車両及びタクシー車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ・バス車両及びタクシー車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

- ・特定車両停留施設を利用することができるバス車両及びタクシー車両と同一の種類の車両を同時に 2 両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- ②供用開始までに、設定した停留料金を国に届け出ること。国は、事業者が届け出た停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、国が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じる。
- ③供用開始後に停留料金を変更する場合も、事前に国に連絡の上、変更した停留料金を国に届け出ること。
- ④国との協議により、事業者自らが策定する供用約款に則り、バス運行事業者及びタクシー事業者からの停留料金の収受を適切に行うこと。

6.2.3 安全対策業務

事業者は以下の要求水準に基づき、安全対策業務を行う。主な実施内容は安全対策、安全教育、開業前準備である。

(1) 安全対策

- ①特定車両停留施設を利用するバス車両の安全運行に努めるため、バス管制設備等と連携し、バス車両の入場管理を行うこと。
- ②走行速度等の構内走行ルールを設定し、バス車両及びタクシー車両の走行状況の監視を常時行うこと。
- ③横断歩道安全確保警備員及び乗客整理員を【添付資料 6】「特定車両停留施設開業時間・警備箇所対応図」に基づき配置し、歩行者の安全に配慮できるようにすること。また、構内での待ち渋滞等が発生しないよう、適切に特定車両を誘導すること。
- ④バリアフリー法上必要となる乗換案内スタッフを常時、1 名以上配置すること。
- ⑤乗換案内スタッフは利用者が円滑に利用できるよう乗換案内・誘導等の対応を行うこと。乗換案内スタッフは利用者が円滑に利用できるのであれば、兼務としても良い。
- ⑥中央通りで行うイベントまたは事業者自らが企画するイベント等において混雑が予想される場合は、事業者の負担により交通誘導員を適切に配置し、円滑かつ安全な通行及び整理・誘導を行うこと。なお、交通誘導員は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものを配置すること。
- ⑦特定車両停留施設内で重大な事故等が起きた場合は、警察等に連絡する等の適切な措置を講じ、速やかに国に報告すること。

(2) 安全教育

- ①バス事業者及び交通誘導員、乗換案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、構内走行ルールに関する指導、安全な運行等の安全対策について指導、改善すること。
- ②バス事業者及び交通誘導員、乗換案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、定期的な安全教育を実施すること。

(3) 開業前研修

- ①バス運行事業者に対して構内走行ルールの徹底及び訓練を行うため、特定車両停留施設開業前に、バス運行事業者、業務従事者等への事前研修及び事前試走訓練を実施すること。

6.2.4 利用者対応業務

事業者は以下の要求水準に基づき、利用者対応業務を行う。主な実施内容はチケット販売の調整、利用者案内、対応、苦情への対応である。利用者案内はバリアフリー法への対応に留意して実施すること。

(1) チケット販売の調整

- ①事業者の負担により、一般利用者へのチケット販売について、特定車両停留施設を利用するバス運行事業者と調整を行うこと。

(2) 利用者案内、対応

- ① 特定車両停留施設の営業時間内において、バスチケットカウンター及び案内所等において迅速かつ適切に受付対応を行うこと。バリアフリー法に基づく役務提供に対応できるようにすること。
- ② 事業者の負担により、案内所には窓口案内スタッフを 1 名以上配置すること。巡回は適宜実施し、利用者の円滑な利用を支援すること。あわせて施設の開錠・施錠を実施すること。
- ③ 特定車両停留施設及び近鉄四日市駅バスターミナルの利用に関する各種問合せ等に対して、誠意をもって相談対応を行うこと。
- ④ 訪日外国人等旅行客の利用を想定し、バスチケットカウンター、案内所、各種サイン、パンフレット等については、多言語対応にすること。

(3) 苦情への対応

- ① 特定車両停留施設の利用者等から、本事業において実施する業務に関する苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、国に報告する。なお、必要に応じて、対応方法等について国と協議すること。

6.2.5 主催業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、主催業務を行う。

- ① バス需要のオフピーク時に、特定車両停留施設内の待合空間において、マーケット等の高次利用を行うことで賑わいを創出し、楽しく居心地の良い待合空間を実現すること。
- ② 特定車両停留施設東島の東海道の歩行者広場において、賑わいを創出し、地域の活性化に資するイベント等を積極的に主催し、実施すること。
- ③ 上記の主催業務は、「中央通り再編関係者調整会議」と連携し実施すること。
- ④ 主催業務の実施時には、歩行環境や車両の停留に支障のないようにすること。なお施設等の設置については一時的なものであり、建築基準法等の法令上設置が可能なものに限る。
- ⑤ 上記の主催業務は、事業者の負担により行うこと。

6.2.6 誘致業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、誘致業務を行う。

- ① 高速バス等の誘致に取り組み、利用者の利便性を向上させること。
- ② 現在、特定車両停留施設に停留できる特定車両として定めていない貸し切りバス等について、必要に応じ将来停留対象として拡充する際には、国が実施する公安協議への支援を行うこと。
- ③ タクシーの誘致に取り組み、利用者の利便性を向上させること。
- ④ 新たなモビリティ・サービスについては、実施時の関係法令に基づき、国と事業者が協議を行い誘致に取り組むこと。
- ⑤ 上記の誘致業務は、事業者の負担により行うこと。

6.2.7 デジタル化対応業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、デジタル化対応業務を行う。

- ① 特定車両停留施設を AI センサー等で把握し、利用者や交通状況をモニタリングし、運営に活用すること。把握したデータは国へ提供すること。
- ② 上記のデジタル化対応業務は、AI センサー等の設置は国とし、運営は事業者の負担により行うこと。

6.2.8 危機管理対応業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、大規模災害やテロ等の発生時における危機管理対応業務を行う。

- ① 大規模災害（地震や豪雨等）やテロ等の発生時における緊急時対応マニュアルの作成等の対応策を準備すること。また、大規模災害やテロ等の発生時における対応について関連法令及び緊急時対応マニュアル等に従って特定車両停留施設の利用者の安全を確保すること。
- ② 事故・火災等の災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、防災業務計画書に基づき、正確かつ迅速な情報提供、特定車両停留施設の利用者の避難誘導を行う等、被害の発

生又は拡大防止に必要な措置を講じること。また、国及び関係機関に速やかに報告し、円滑かつ確実な連携に努めること。

- ③毎年度、防災業務計画書に基づき、防災訓練及び情報伝達訓練を行うこと。
- ④本事業を実施する上で予見される様々な危険に備え、緊急連絡網の作成や避難通路の確保・表示、避難誘導・情報連絡等の役割分担といった危機管理体制を明確にして施設職員に周知するとともに、平常時から、市の危機管理関連部署、所轄の警察署、消防署、保健所、病院等との連絡体制を構築しておき、危機の発生に備えること。
- ⑤災害による被害を受けた場合は、必要な範囲において、応急措置を講ずるものとし、速やかにその内容を国に報告すること。
- ⑥特定車両停留施設については、東島の東海道の歩行者広場を市が地域防災計画で定める指定緊急避難場所として指定されることを予定している。大規模災害やテロ等の危険回避または公共交通機関の回復までの一時的（数時間程度）な受け入れを想定し、避難者の周辺の指定緊急避難場所・指定避難所等への避難誘導を円滑に行えるよう、安全確保を行うこと。また、国、四日市市と連携し、特定車両停留施設内に設置するデジタルサイネージにおいて、バスの臨時運行情報や災害情報、避難場所に関する情報提供を行うこと。なお、情報提供は多言語対応やユニバーサルデザインに配慮すること。
- ⑦災害発生時には、3日間程度、運營業務の継続を行うこと。災害発生時の運營業務の内容については、国と協議して決定すること。
- ⑧備蓄倉庫には特定車両停留施設利用者に対し、避難誘導やバスターミナル機能確保のための必要最低限の備蓄品を備蓄し、維持管理を行うこと。備品については、【添付資料 7】「備蓄品リスト」を参照すること。
- ⑨災害発生時には、発生する帰宅困難者に対して、国、市、近畿日本鉄道株式会社、四日市あすなろ鉄道株式会社、その他鉄道会社等の指示または要請を受けて代替輸送を行うこと。なお、代替輸送に係る人件費、燃料費等の費用負担については、国、市、近畿日本鉄道株式会社、四日市あすなろ鉄道株式会社、その他鉄道会社等と事業者の協議により決定する。
- ⑩荷捌き・臨時バス乗降スペースは、原則として市が荷捌きを目的に運用しているが、災害発生時等の緊急時においては、必要に応じて臨時のバス乗降スペースとして使用することができ。荷捌き・臨時バス乗降スペースの緊急時の運用の詳細については、国、市及び事業者が協議して定めるものとする。

6.2.9 バス便・タクシーの移行調整業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、バス便・タクシーの移行調整業務を行う。主な実施内容は会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討である。

(1) 会議への参加

- ①バス便・タクシーの移行調整および関係事業者との協議については、学識経験者や国土交通省、市、バス事業者、タクシー事業者等による会議を設置し、実施する。事業者は適宜必要な会議資料の作成を行うこと。

(2) 移行対象バス・タクシー以外の取扱い検討

- ①特定車両停留施設への移行対象バス・タクシーの移行完了後も、発着便数に余裕がある場合は、国及び市に事前承認を得たうえで、既存バス便の増便、新規バス路線の追加等による利用を図ること。

6.2.10 その他関連業務

(1) 供用約款の策定

- ①事業者は、国と協議の上、実施契約締結までに特定車両停留施設の供用に係る事項（停留料金の徴収方法、利用方法、利用制限等）に関する供用約款を策定すること。策定した供用約款を変更する場合も、あらかじめ国と協議を行うこと。
- ②事業者は、策定した供用約款及び停留料金について、利用者が容易に確知できるよう、事業者のウェブサイトやパンフレット等に掲載し、供用開始前に公表すること。

(2) 広報活動

- ①事業者の負担により、バスターミナル及び周辺の施設・観光等の PR 及び情報提供、利用促進のために、ウェブサイトの管理運営等、必要な媒体の作成、配布、管理等を行うこと。
- ②災害発生時には、ウェブサイトの他、利便増進事業において設定する各種設備等と連携のうえ、正確かつ迅速な情報発信を行うこと。

(3) 中央通りにおけるエリアマネジメント活動への参加

- ①令和 5 年現在、中央通りにおいて、市の玄関口としての特徴を生かし、魅力あるまちづくりを進めるためエリアマネジメントが検討されている。イベント時における交通マネジメント、緑地などの植栽管理及び清掃などの公共空間の維持管理、防災訓練等の実施による地域の防災力の向上のほか、近鉄四日市駅周辺のエリア全体で賑わいが感じられるイベントの運営などのエリアマネジメント活動が検討されていることから、活動に連携するものとする。また、事業者は、地域の事業者の一員として地域貢献を果たすものとする。

7. 利便増進事業

7.1 基本的な考え方

事業者及び賑わい施設事業者は、事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。

- ・利便施設の運営
- ・事業者等が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、原則として、事業者等は、毎年度、占用料を国に納付すること。

7.2 利便施設の運営

事業者は、第 4 章に示す要求水準に基づき、2.6 運営権設定対象施設に関する事項で示す利便施設について運営権存続期間中、適切に管理・運営すること。

7.3 利便施設の範囲

利便施設の範囲は【添付資料 8】「利便施設の範囲」を参照すること。

7.4 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

事業者は、特定車両停留施設内において任意事業・任意業務を行うことができる。なお、任意事業・任意業務の実施にあたっては、国の許可を得るものとするが、以下に掲げる用に供するものは許可しない。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化に等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は道場第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが規定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- ・公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

7.5 その他留意点

- ①バスの効率的かつ安全な運航を図るため、バス管制設備（システム）の構築及びそのシステムの運用を行うことも可とする。なお、バス管制設備（ハード）の整備は第 4 章を参照すること。
- ②事業者は、利便施設の運営にあたり、【添付資料 8】「利便施設の範囲」を参考に導入機能を検討し、周辺地域との相乗効果が発揮されるように留意すること。
- ③事業者は、利便増進事業として、特定車両停留施設の建築物の外壁及び内壁に、屋外広告物条例を遵守の上で、デジタルサイネージ等へ広告を設置し、広告事業を行うことも可とする。デ

デジタルサイネージへの広告掲出もバス運行情報や地域情報等の必要情報を提供した上で実施ができる。

8. 本事業に係る計画・報告

8.1 基本方針

- ①本事業において、長期間にわたり質の高いサービスを効率的、効果的かつ安定的に提供し続けていくため、各業務に十分な準備をもって臨み、日々の業務から得られる経験をもとに、常に業務改善を図ることが必要である。
- ②事業者は自らが実施する業務の計画及び実施内容を、計画書等及び報告書等として作成・記録し、適切な業務管理に努めること。

8.2 書類の作成、提出

本事業について、事業者は以下の書類を作成し、国に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ国と協議して定めること。

8.2.1 開業準備期間における定期報告

事業者は、開業準備期間における内装整備について、ECI 工事の実施状況に留意の上で実施計画書を作成し、国に提出すること。

なお、内装整備の実施状況については、定期的に国に報告すること。

8.2.2 計画書等

事業者は、業務実施にあたり下表に示す計画書等を作成し、提出すること。事業者は、事業提案書に記載した内容について、計画書等へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、計画書等を修正し、再度提出すること。

- ①計画書等の提出後、計画書等の記載内容に変更があった場合
- ②国に計画書等の記載内容が不適切と判断された場合

表 7 計画書等の作成

提出時期	計画書等	主な内容
供用開始 30 日前	・要求水準確認書	・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類
供用開始 30 日前	・業務仕様書	・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書
供用開始 30 日前	・消防計画書	
供用開始 30 日前	・防災業務計画書	
供用開始 30 日前	・緊急時対応マニュアル	
供用開始 30 日前	・長期修繕計画書	
供用開始 30 日前	・特定車両停留施設の供用約款	・停留料金・駐車料金の徴収方法、利用方法、利用制限
供用開始 30 日前	・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・外構施設点検保守管理業務 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・植栽維持管理計画書 ・経常修繕業務計画書 ・設備等更新計画書 ・バスターミナル運営業務計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務受持者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
各事業年度開始の 30 日前	・年間業務計画書 ・月次業務計画書	・上記項目における当該年度実施分

8.2.3 報告書等

事業者は、業務毎の実施状況について下表に示す報告書等を作成し、国へ提出し、確認を受けること。なお、全ての報告書等は、本事業が終了するまで適切に保管すること。具体的な保管方法については、国との協議により決定することとする。また、国が報告書等の内容を公表する際は、企業ノウハウの保護の観点から配慮を行うものとする。

表 8 報告書等の作成

提出時期	報告書等	主な内容
各年度終了後 90 日まで	年度業務報告書	・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項
各年度終了後 90 日まで	財務関係書類	【SPC を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・SPC が締結する契約書類の写し ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨 【共同企業体を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・構成企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・共同企業体が締結する契約書類の写し ・運営委員会等の会議等の議事要旨 【上記以外の場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・本事業に関する契約書類の写し ・第三者を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨
翌月 10 日まで	月次業務報告書	・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報（業務日誌） ・点検保守・修繕対応記録 ・打合せ議事録 ・要求水準書の達成状況の確認結果 ・その他必要となる事項
国の要請があった場合	日報	・日ごとに実施した業務内容

8.2.4 その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに国に報告すること。また、国から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

添付資料１ 法令並びに適用基準等一覧

ア. 法令

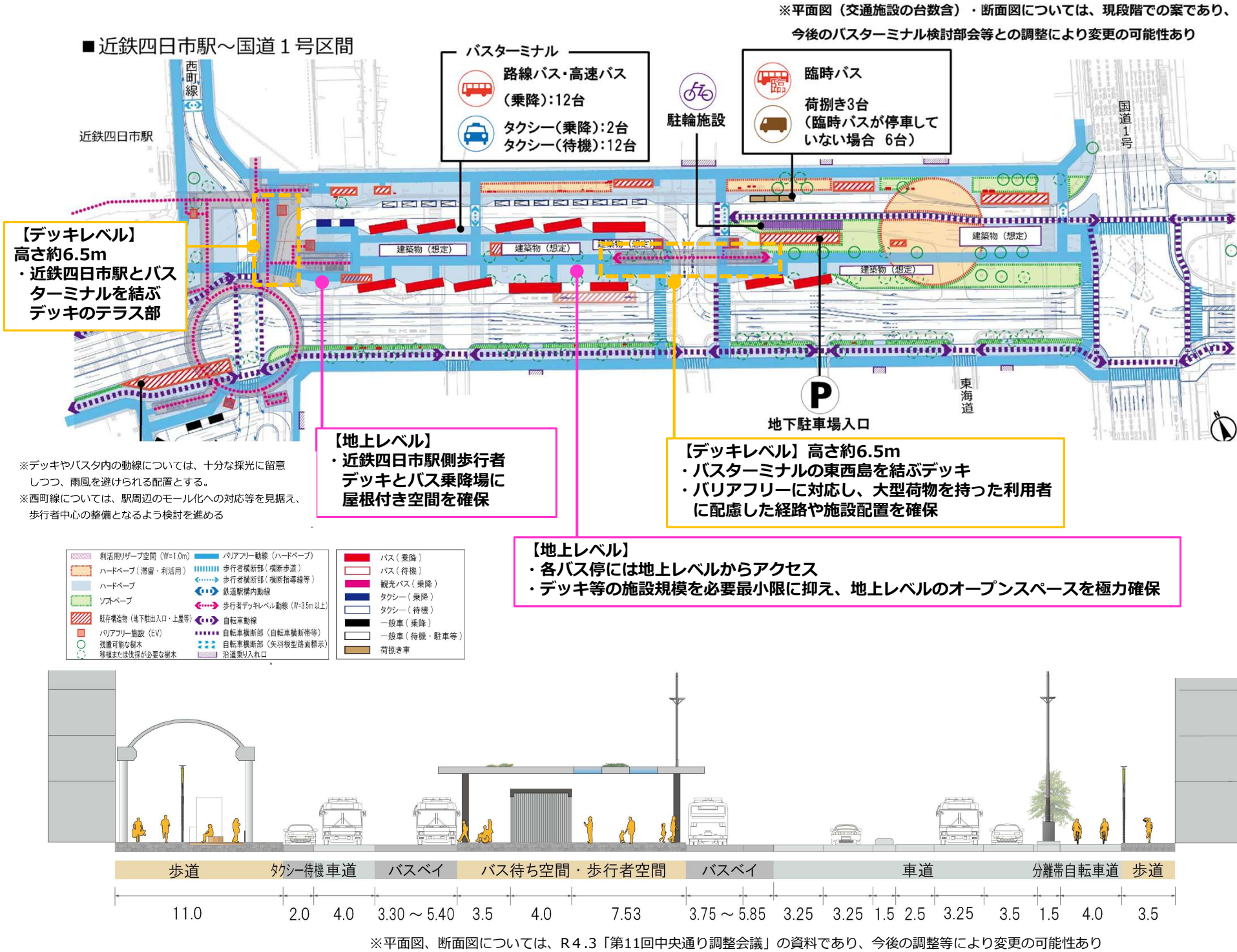
- ① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ③ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ④ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ⑤ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ⑥ 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）
- ⑦ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）
- ⑧ 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）
- ⑨ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ⑩ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑪ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ⑫ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑬ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑭ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ⑮ 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）
- ⑯ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ⑰ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ⑱ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑲ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ⑳ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ㉑ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ㉒ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ㉓ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ㉔ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ㉕ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ㉖ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ㉗ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ㉘ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ㉙ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ㊱ 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- ㊲ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ㊳ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ㊴ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- ㊵ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

- ③⑤ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ③⑥ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ③⑦ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ③⑧ その他関係法令

イ. 条例等

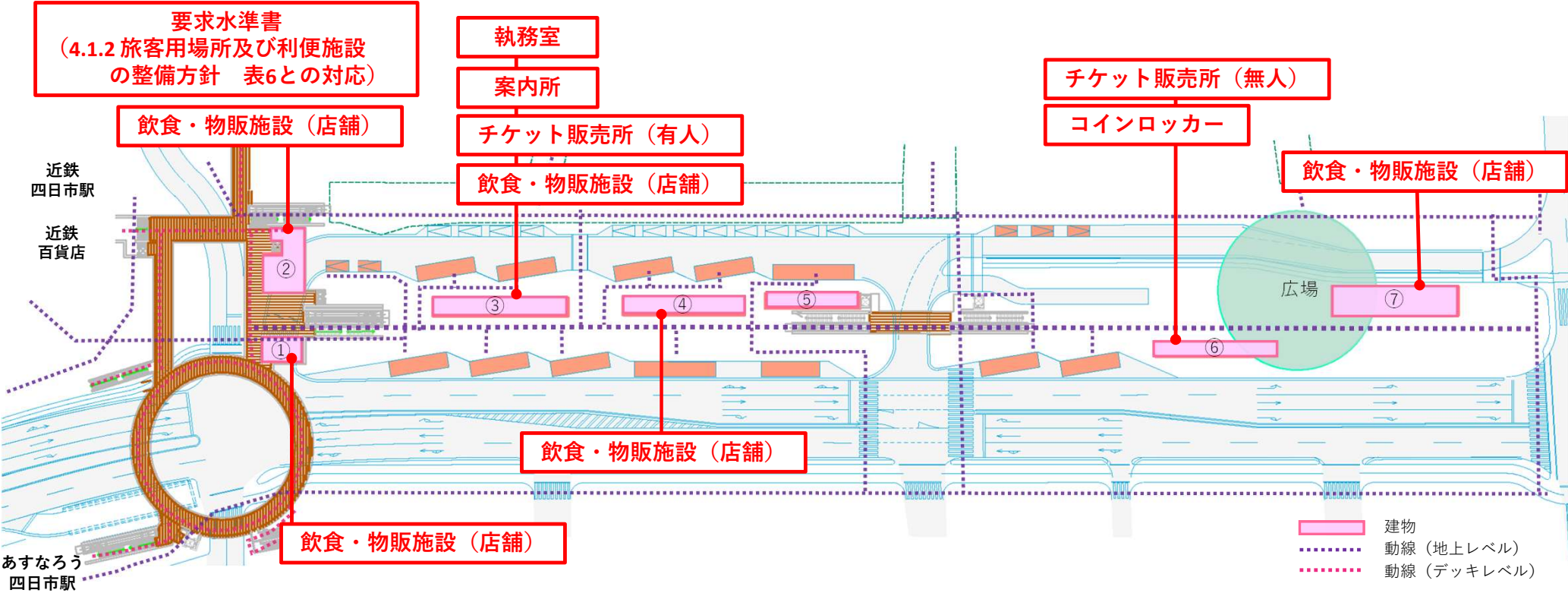
- ① 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年条例第 2 号）
- ② 三重県建築基準条例（昭和 46 年条例第 35 号）
- ③ 四日市市環境基本条例（平成 7 年条例第 12 号）
- ④ 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 7 号）
- ⑤ 四日市市景観条例（平成 19 年条例第 53 号）
- ⑥ 四日市市公共下水道条例（昭和 34 年条例第 8 号）
- ⑦ 四日市市水道事業給水条例（昭和 35 年条例第 16 号）
- ⑧ 四日市市火災予防条例（昭和 48 年条例第 49 号）
- ⑨ 四日市市文化財保護条例（平成 5 年条例第 17 号）

添付資料2 近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等（近鉄四日市駅バスターミナルの動線計画）



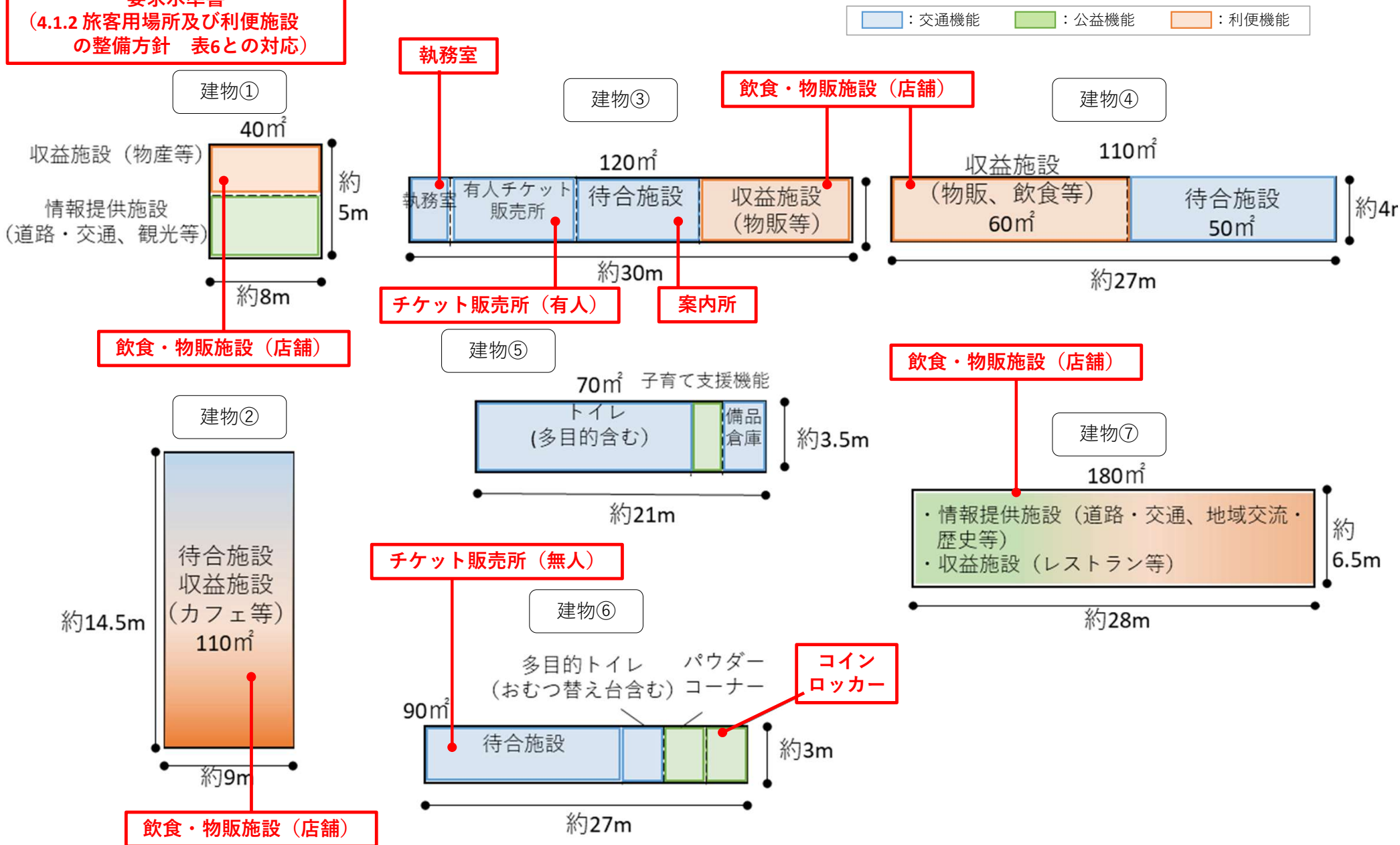
添付資料2 近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等（近鉄四日市駅バスターミナルの建物配置）

	建物番号						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
交通機能 (ターミナル基本機能)	—	・バスターミナルへアクセスする玄関口となる立地特性から、シンボルとなり、かつ実用的な施設として、待合・情報提供機能を配置。	・主たる交通機能が集約される西島平面部の施設であるため、主に交通利用者の利便性を確保するための機能を配置。 ・併せてターミナルや交通事業の効率的な運営に必要なオペレーション機能を配置。【交通事業者意見】	—	・西島の端部である位置関係からトイレを配置（駅前には周辺施設の利用可能なトイレがあることを考慮）。 ・併せて備品倉庫を配置。	・高速バス乗場に近接し、主に高速バス利用者の利便性を確保するための機能を配置。【交通事業者意見】 ・併せて、利便性向上のため、多目的トイレを配置。	—
公益機能	・道路・交通情報の提供に併せて、駅前の玄関口となる立地特性と、バスターミナル以外の利用者也想定されることから、公共性の高い空間利用として観光案内機能を配置	—	—	—	・利便性の向上のため、トイレと併設して子育て支援機能を配置。	・高速バス利用者のニーズが多く考えられるコインロッカー及びパウダールームを待合施設に併設して配置。	・道路・交通情報の提供に併せて、旧東海道や沿道と一体的な空間を形成する広場に隣接する位置関係から、地域交流や歴史情報提供などのコミュニケーション機会を創出する機能を配置。
利便機能 (収益施設)	・観光案内所と併設した場所であるため、地域の物産をアピールし地域振興につなげるため収益施設（物産等）を配置。	・歩行者が多く収益性が高い位置関係から、利便機能（収益施設）を併せて配置。 ・ただし、出店形態は高質な待合空間の形成に配慮。	・交通利用者が多く、待合施設と併設して利便機能（収益施設）を配置。【商業事業者意見】 ・③と④の利便施設（収益施設）は連続した賑わい空間の形成のため、隣接する位置に配置。	—	—	—	・広場等と一体的に憩いの空間を形成する利便機能（収益施設）を併せて配置。
面積	40㎡	110㎡	120㎡	110㎡	70㎡	90㎡	180㎡



※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり
※建物の配置や寸法・面積は目安であり、機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整等により変更の可能性あり
※シェルターの形状・配置については、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり
※カッコで示す収益施設のサービス業種に関しては現状の想定のため、今後の事業者との協議・調整により変更の可能性あり

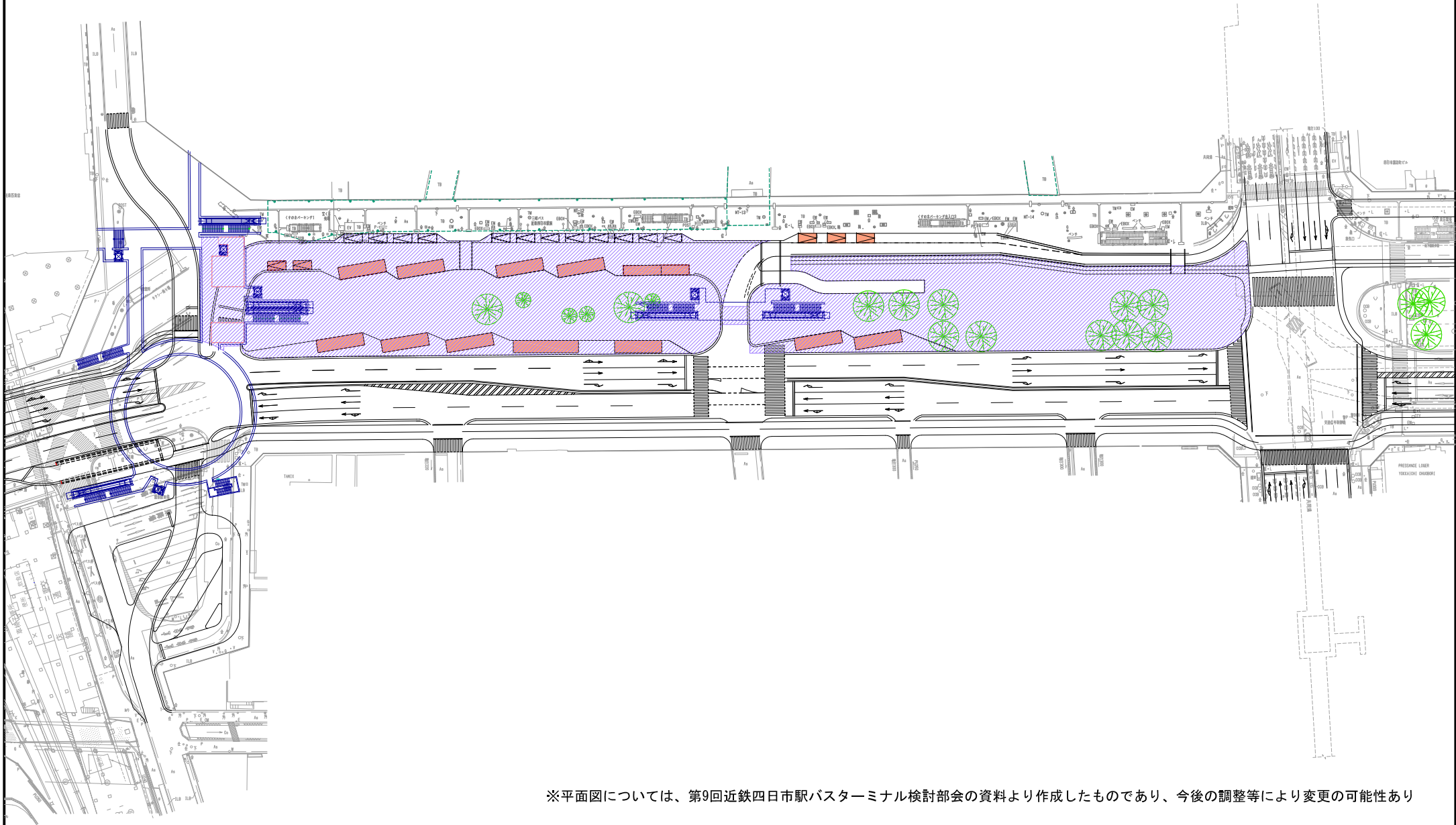
要求水準書
(4.1.2 旅客用場所及び利便施設の整備方針 表6との対応)



※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり
 ※建物の配置や寸法・面積は目安であり、機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整等により変更の可能性あり
 ※シェルターの形状・配置については、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整等により変更の可能性あり
 ※カッコで示す収益施設のサービス業種に関しては現状の想定のため、今後の事業者との協議・調整により変更の可能性あり

添付資料3 道路区域図

 : 特定車両停留施設区域



※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり

添付資料4 設計・施工工事区分表

設計・工事区分

ア：賑わい施設事業者で内装等の設計・施工が全て必要な建物
 イ：バス事業者・賑わい施設事業者で内装等の設計・施工が一部必要な建物
 ウ：内装含め全て国で整備する建物

建物	内容	工事区分
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営） ※観光案内（行政運営）は事業者の設計・施工範囲から除く	ア
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	ア
③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	イ
④	屋内待合、賑わい施設	イ
⑤	便所、防災備蓄倉庫	ウ
⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	ウ
⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	ア

図

※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり

※シェルター・建物の形状・配置については、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり

入居に際する工事区分（概要）

工事		国	バス事業者 賑わい施設事業者
建築工事	建物本体	○	
	内装		○
	運営事業内容に伴う建物本体の改修		○
電気設備工事	電灯や電話の所定の場所までの配管配線	○	
	上記以外の工事		○
機械設備工事	法基準上必要な施設や区画内までの配管	○	
	上記以外の工事		○
防災設備工事	法規準上必要な工事	○	
	入居時の内装工事に伴う変更		○

工事区分表（ア：賑わい施設事業者で内装及び設備工事が必要な建物）

工事		区分	行政	運営事業者		備考
			A工事 （行政負担で行政が施工する工事）	B工事 （運営事業者の負担で行政が行う工事） 運営事業者の要望により変更する工事で、建物全体の法的要件やシステムに影響を与える工事	C工事 （運営事業者の負担で運営事業者が行う工事）	
建築工事	外壁・外部建具		全工事	外壁：変更不可 外部建具：A工事からの変更追加工事	なし	
	床		コンクリート直押え	なし	A工事以降の全工事	
	外壁周り壁		吹付材あらわしまたは構造躯体あらわし	なし	A工事以降の全工事	
	外壁周り柱					
	区画内柱					
	施設の間間仕切壁		LGS+石膏ボード素地	C工事に伴う変更追加工事（手摺、モニター等の設置に伴いう下地補強等を想定）	A工事以降の全工事	
	天井		構造躯体あらわし	なし	A工事以降の全工事	
	防煙垂壁		施設基準に基づく設置工事	C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	防火戸		施設基準に基づく設置工事	C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	点検口		管理上必要分を設置	なし	A工事以降の全工事	
	内壁造作		なし	C工事に伴う変更追加工事（特にファサードで下地補強などを想定）	全工事（ファサード造作含む）	
	サイン（店舗名等）		なし	C工事に伴う変更追加工事（サイン下地、サイン照明などを想定）	A・B工事以降の全工事	
	案内サイン		施設計画に基づき設置（本体部分のみ）	なし	表示板及びデザイン作成 A工事以降の全工事	
電気設備工事	電灯設備		施設の区画所定位置までの一次側電源工事	C工事設計に伴う変更追加工事（施設基準を超える負荷分）、屋外照明工事	所定位置以降の二次側工事	
	コンセント設備		施設の区画所定位置までの一次側電源工事	なし	所定位置以降の二次側工事	
	動力設備		施設の区画内所定位置までの一次側電源工事	C工事設に伴う変更追加工事（施設基準を超える負荷分）	所定位置以降の二次側工事	
	情報通信設備		施設の区画内所定位置までの一次側配線工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	
	電話設備		施設の区画内所定位置までの一次側配線工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	専用・単独回線の必要な場合は、配線・機器・NTT申し込みともC工事
	情報表示設備 （デジタルサイネージ）		本体工事	なし	なし	今後、設計検討支援業務において具体的な内容を決定
	一般放送設備		カットリレー本体支給	カットリレー信号配線接続まで	B工事以降の全工事	カットリレー本体取付工事はC工事
	機械警備設備		なし	施設の区画内設置分全工事	なし	事業者指定警備会社（個別契約）
	レジシステム		なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	有線放送設備		なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	TV設備		なし	s	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	監視カメラ設備		なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	バスターミナル管制設備			なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	防犯・入退室管理施設		なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。

工事 区分		行政	運営事業者		備考
		A工事 (行政負担で行政が施工する工事)	B工事 (運営事業者の負担で行政が行う工事) 運営事業者の要望により変更する工事で、建物 全体の法的要件やシステムに影響を与える工事	C工事 (運営事業者の負担で運営事業者が行う工事)	
機械 設備 工事	冷暖房設備	冷媒配管用スリーブ（外壁に穴があくので）	なし	全工事	
	厨房用冷暖房設備	なし	なし	全工事	
	換気設備	法定換気設備のみ	C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の特殊・単独換気	
	厨房用給排気設備	施設の区画内までのダクト工事・フランジ止まで	C設計に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	給水設備（※）	テナント内までの給水管（量水器、所定位置にバルブ止め）	必要配管サイズ、引き込み数の増加	A・B工事以外の全工事	
	排水設備（※）	テナント内までの排水設備（床上プラグ止め1ヶ所）	必要配管サイズ、引き込み数の増加	A・B工事以外の全工事	
	給湯設備	なし	なし	全工事	
	衛生設備	なし	なし	全工事	
	ガス設備	指定箇所までの一次側配管コック止めまで	なし	全工事（メーター取付含む）	賑わい施設事業者がガス会社と個別契約
防災 設備 工事	自動火災報知設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	非常照明設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	誘導灯設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	非常警報設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	ガス漏れ警報設備	なし	なし	A工事以降の全工事	
	排煙設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	機械排煙（排煙の免除・告示対応は不可）
	ダクト・フード消火設備	なし	防災センター迄の移報通信配線工事	ダクト・フード消化設備全工事フード工事	施設基準（ガスかつ裸火使用の場合は設置 要）による
	消火器	なし	施設の区画内設置分	なし	賑わい施設事業者による一括手配

（※）所定位置にて供給します。

工事区分表（イ：バス事業者・賑わい施設事業者で内装及び設備工事の一部の整備が必要な建物）

工事		行政		運営事業者		備考
		A工事 （行政負担で行政が施工する工事）		B工事 （運営事業者の負担で行政が行う工事） 運営事業者の要望により変更する工事で、建物全体の法的要件やシステムに影響を与える工事	C工事 （運営事業者の負担で運営事業者が行う工事）	
建築工事	外壁・外部建具	全工事		なし	なし	A工事で対応。詳細は事業者との協議による。
	床	全工事		なし	なし	A工事で対応。詳細は事業者との協議による。
	外壁周り壁	全工事		なし	なし	A工事で対応。詳細は事業者との協議による。
	外壁周り柱					
	区画内柱					
	施設の間間仕切壁	全工事		なし	なし	A工事で対応。詳細は事業者との協議による。
	天井	全工事		なし	なし	A工事で対応。詳細は事業者との協議による。
	防煙垂壁	施設基準に基づく設置工事		C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	防火戸	施設基準に基づく設置工事		C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	点検口	管理上必要分を設置		なし	A工事以降の全工事	
	内壁造作（賑わい施設）	なし		C工事に伴う変更追加工事（特にファサードで下地補強などを想定）	全工事（ファサード造作含む）	
	内壁造作（賑わい施設以外）	全工事		なし	なし	A工事で対応。詳細は事業者との協議による。
	サイン（店舗名等）	なし		C工事に伴う変更追加工事（サイン下地、サイン照明などを想定）	A・B工事以降の全工事	
	案内サイン	施設計画に基づき設置（本体部分のみ）		なし	表示板及びデザイン作成 A工事以降の全工事	
電気設備工事	電灯設備	施設の区画所定位置までの一次側電源工事		C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える負荷分、天井補強などを想定）、屋外照明工事	所定位置以降の二次側工事	
	コンセント設備	施設の区画所定位置までの一次側電源工事		外周部、区画内柱廻りのコンセント設置	所定位置以降の二次側工事	
	動力設備	施設の区画内所定位置までの一次側電源工事		C工事に伴う変更追加工事（天井補強などを想定）	所定位置以降の二次側工事	
	情報通信設備	施設の区画内所定位置までの一次側配線工事		C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	
	電話設備	施設の区画内所定位置までの一次側配線工事		C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	専用・単独回線の必要な場合は、配線・機器・NTT申し込みともC工事
	情報表示設備 （デジタルサイネージ）	本体工事		なし	なし	今後、設計検討支援業務において具体的な内容を決定
	一般放送設備	カットリレー本体支給		カットリレー信号配線接続まで	B工事以降の全工事	カットリレー本体取付工事はC工事
	機械警備設備	なし		施設の区画内設置分全工事	なし	事業者指定警備会社（個別契約）
	レジシステム	なし		なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	有線放送設備	なし		なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	TV設備	なし		なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	監視カメラ設備	なし		なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	バスターミナル管制設備	なし		なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
	防犯・入退室管理施設	なし		なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。

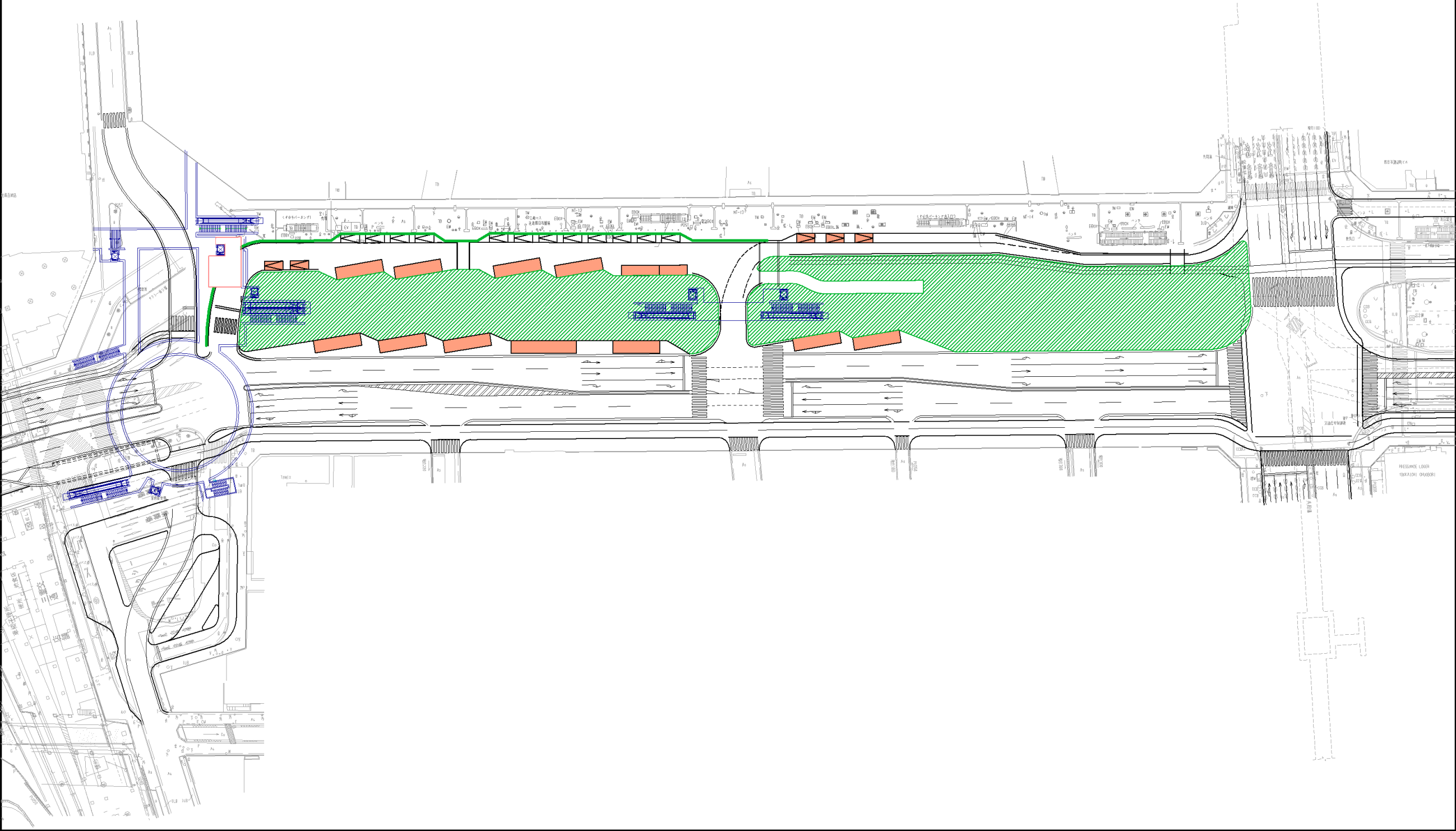
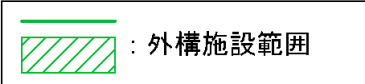
工事 区分		行政	運営事業者		備考
		A工事 (行政負担で行政が施工する工事)	B工事 (運営事業者の負担で行政が行う工事) 運営事業者の要望により変更する工事で、建物 全体の法的要件やシステムに影響を与える工事	C工事 (運営事業者の負担で運営事業者が行う工事)	
機械設備工事	冷暖房設備	全工事	なし	なし	A工事で対応。詳細は事業者との協議による。
	厨房用冷暖房設備	なし	なし	全工事	
	換気設備	法定換気設備のみ	C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の特殊・単独換気	
	厨房用給排気設備	施設の区画内までのダクト工事・フランジ止まで	C設計に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	給水設備（※）	テナント内までの給水管（量水器、所定位置にバルブ止め）	必要配管サイズ、引き込み数の増加	A・B工事以外の全工事	
	排水設備（※）	テナント内までの排水設備（床上プラグ止め1ヶ所）	必要配管サイズ、引き込み数の増加	A・B工事以外の全工事	
	給湯設備	なし	なし	全工事	
	衛生設備	なし	なし	全工事	
	ガス設備	指定箇所までの一次側配管コック止めまで	なし	全工事（メーター取付含む）	必要に応じ、バス事業者・賑わい施設事業者がガス会社と個別契約
防災設備工事	自動火災報知設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	非常照明設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	誘導灯設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	非常警報設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	
	ガス漏れ警報設備	なし	なし	A工事以降の全工事	
	排煙設備	法基準に基づく設置工事	建築工事等のC工事設計に伴う変更追加工事	なし	機械排煙（排煙の免除・告示対応は不可）
	ダクト・フード消火設備	なし	防災センター迄の移報通信配線工事	ダクト・フード消化設備全工事フード工事	施設基準（ガスかつ裸火使用の場合は設置 要）による
	消火器	なし	施設の区画内設置分	なし	バス事業者・賑わい施設事業者による一括手配

（※）所定位置にて供給します。

添付資料5 外構施設範囲図

外構施設には、以下の施設が含まれる（詳細は今後実施されるバスターミナル設計による）。デッキ本体は含まれない。

- ・舗装（車道以外）
- ・交通安全施設（門柱・信号・標識等）
- ・交通安全施設（ボラード・横断防止策等、タクシー乗り場・商店街側の歩道との境界を含む）
- ・縁石
- ・排水施設等
- ・ストリートファニチャー（ベンチ・サイン等）
- ・街路樹
- ・植栽（地被等）
- ・利活用施設（電源等）



※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり

添付資料6 特定車両停留施設 開業時間・警備箇所対応図

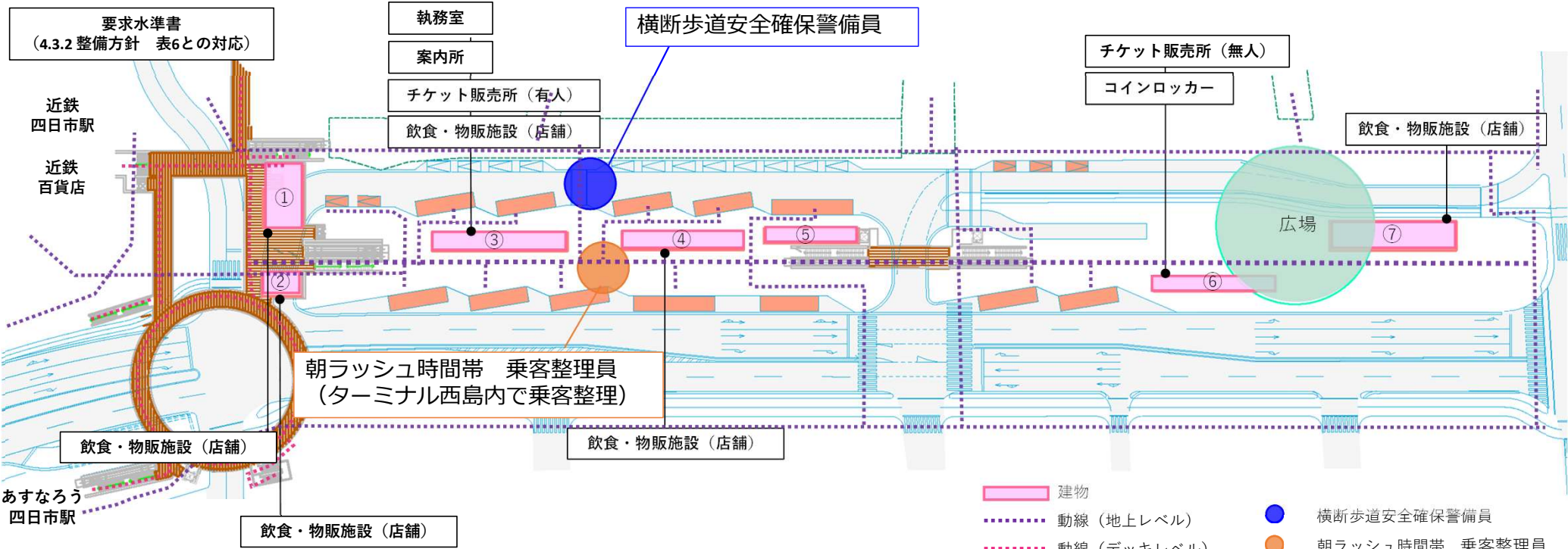
①各建物の開業時間

- 各建物の開業時間はバス運行時間や賑わい施設の営業時間等を考慮し下記とする。
- 賑わい施設の開業時間は法令に基づき、施設特性や周辺環境等を踏まえ利用者の利便性を確保するうえで適切な時間を事業者提案により設定する。

	建物番号						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
内容	収益施設（物産等）、情報提供施設（道路・交通、観光等）	待合施設、収益施設（カフェ等）	執務室、有人チケット販売所、待合施設、収益施設（物販等）	収益施設（物販、飲食等）、待合施設	トイレ（多目的含む）、子育て支援機能、備品倉庫	待合施設、多目的トイレ（おむつ替え台含む）、パウダーコーナー、コインロッカー	情報提供施設（道路・交通、地域交流・歴史等）、収益施設（レストラン等）
開業時間	・収益施設は事業者提案による ・観光案内情報提供施設の開業時間は別途運営者による	・賑わい施設は事業者提案による	・屋内待合はバス運行時間を考慮し午前4時から午前1時迄 ・賑わい施設は事業者提案による	・屋内待合はバス運行時間を考慮し午前4時から午前1時迄 ・賑わい施設は事業者提案による	・24時間	・屋内待合はバス運行時間中の午前4時から午前1時迄 ・コインロッカー・多目的トイレは24時間	・賑わい施設は事業者提案による

②警備箇所対応

- 西島では、商店街からの歩行者の横断が想定される位置に警備員を配置する。
- 朝ラッシュ時間帯の乗客整理員を配置する。
- 特定車両停留施設全体の安全面は各建物の開業時間を考慮し、機械警備や駆け付けによる警備などにより対応すること。



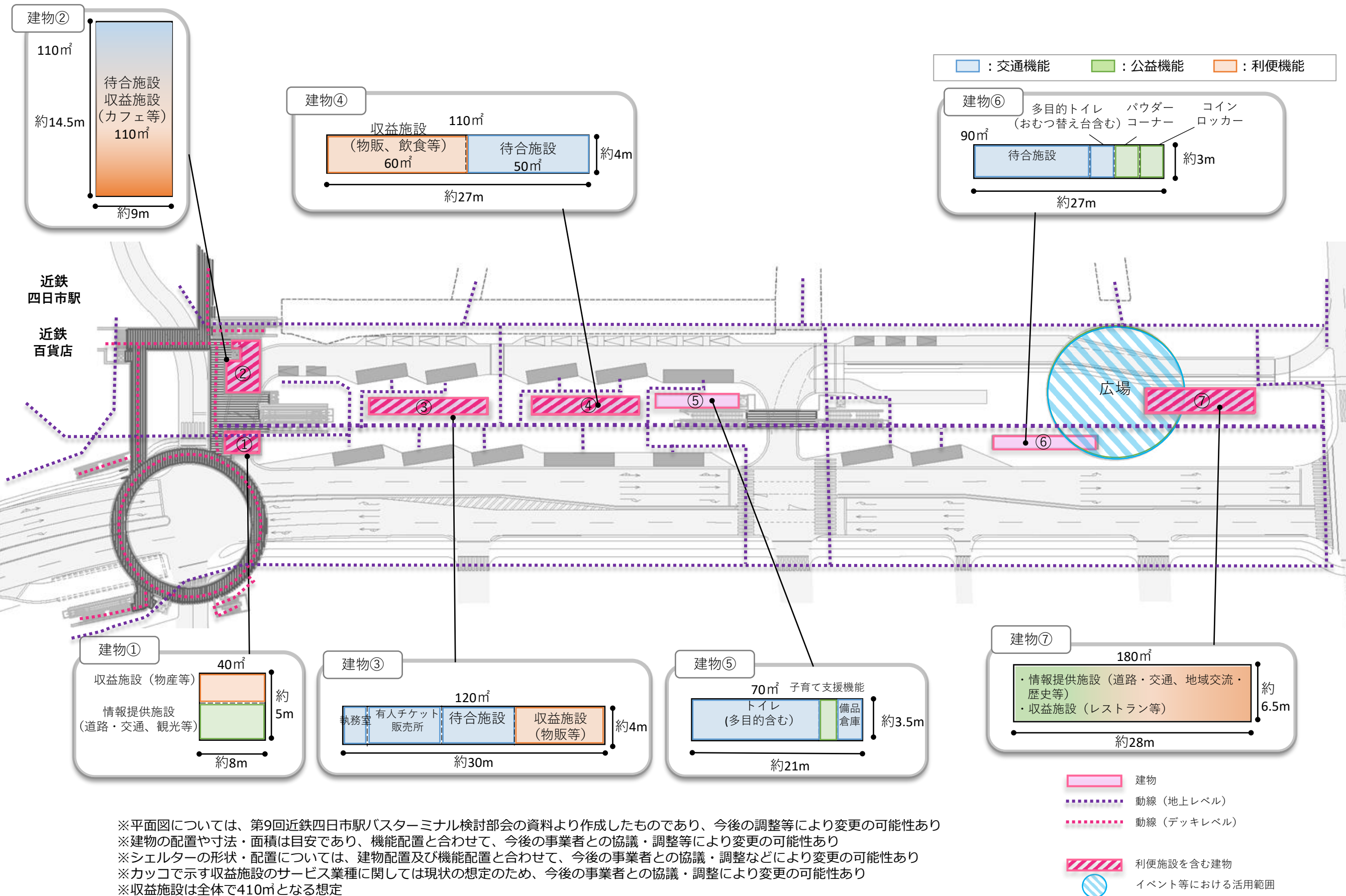
※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり
※建物の形状・配置については、機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり

添付資料 7 備蓄品リスト

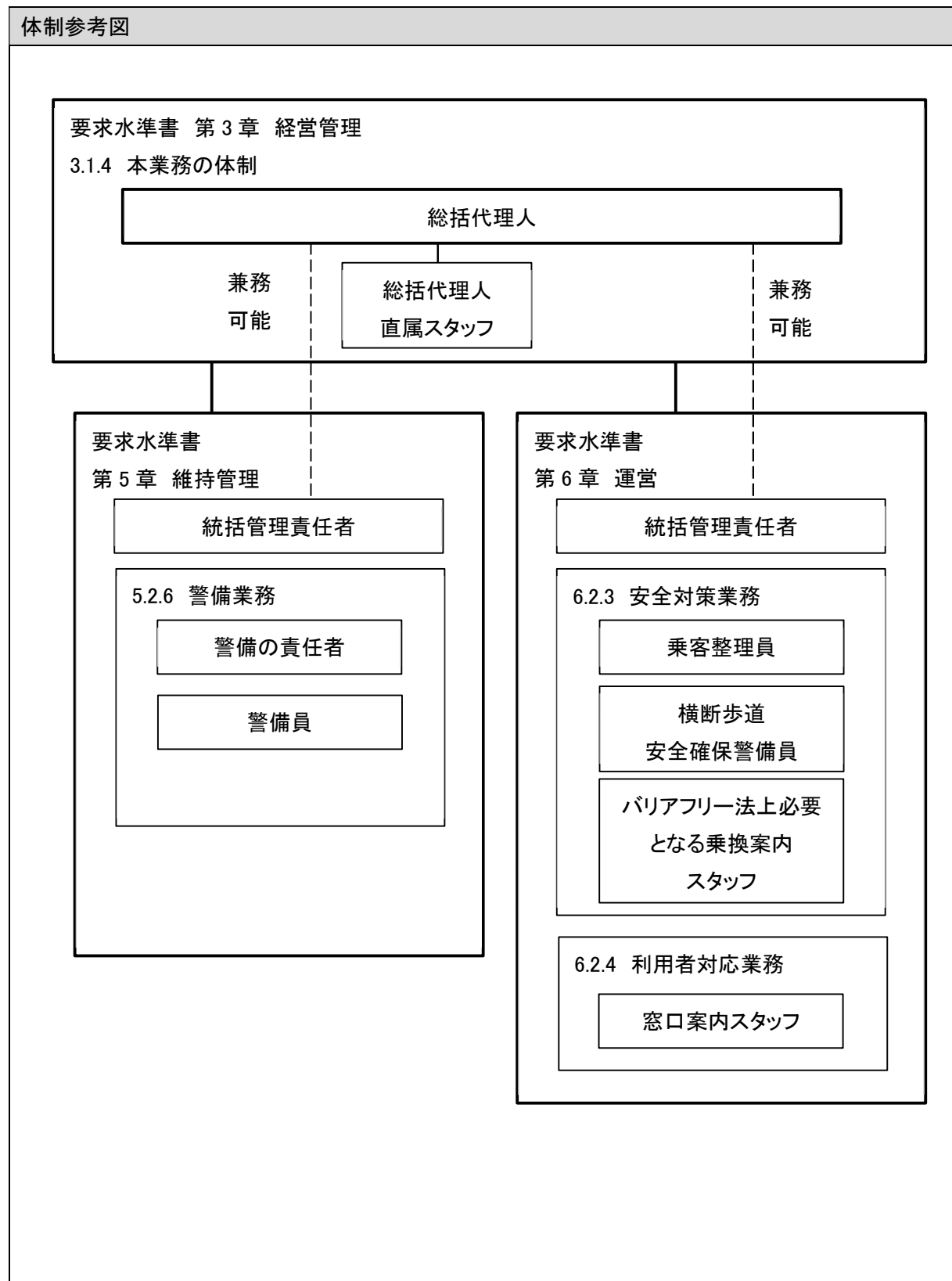
防災関連備品（調達と保管の目安）

区分	品名	各個数
情報伝達用具	メガホン、拡声器、携帯ラジオ	適宜
救急用具	救急箱	4
避難用具	強力ライト、標旗・腕章、ロープ	適宜
	カセットボンベ（本数）	96
	発電機（ガス：カセットボンベ使用）	2
その他	携帯型トイレ	10
	トイレテント	10
	照明セット	1
	コードリール、電源タップ、携帯機器充電器	4
	テント天幕（ワンタッチテント：300×600cm（20名程度収容）を想定）	1
	ブルーシート	2

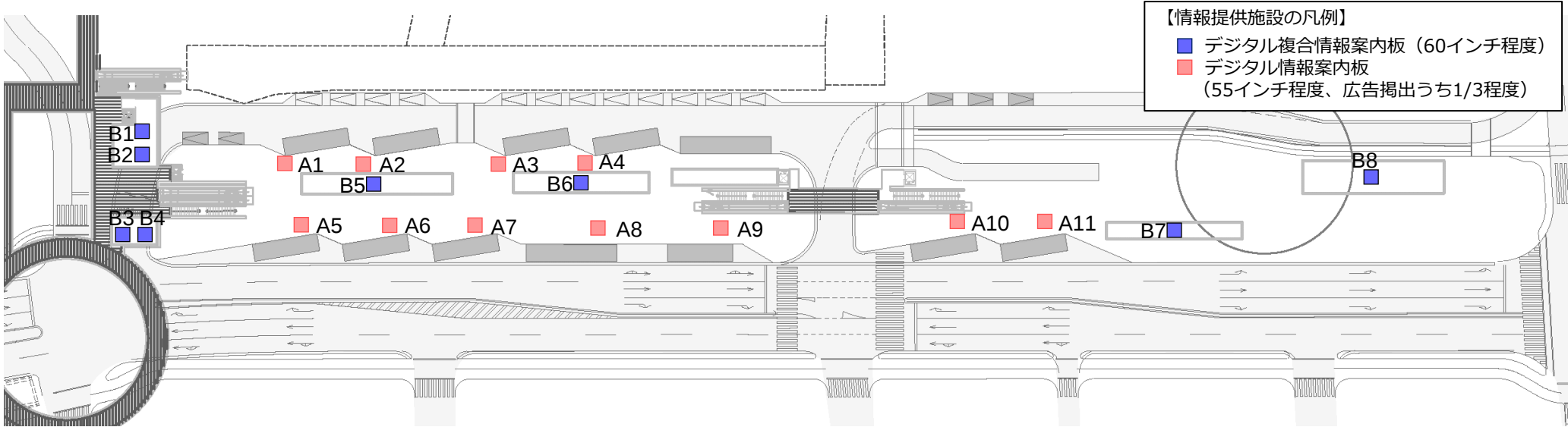
添付資料8 利便施設の範囲



添付資料 9 維持管理・運営体制の参考図



添付資料10 情報提供施設設置箇所



情報提供の内容		A											B							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8
運行情報	時刻表	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	路線図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	乗り場地図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	遅延情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	出発時刻情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
観光情報		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●
周辺情報		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●
広告情報		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
災害時の情報	災害情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	交通機関運行情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	避難場所への案内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	周辺防災施設情報の提供	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	代替輸送の案内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり

※建物の配置等は目安であり、機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整等により変更の可能性あり

※情報提供施設の配置については、第6回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり